

令和元年度
事業系小型廃家電等の処理状況に関する調査業務

調査報告書

令和2年3月

秋 田 県

調査受託者：イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社

目次

1. 事業目的・内容	2
1.1 事業目的	2
1.2 実施内容	2
2. 小型家電リサイクル法の動向と事業系小型家電の位置づけ	5
2.1 小型家電リサイクル法の動向	5
2.2 事業系小型家電の位置づけ	6
3. 事業所から直接的に発生する小型家電の状況調査	14
3.1 アンケート調査	14
3.2 ヒアリング調査	29
4. 事業で発生する不良ロット品等の状況調査	60
4.1 アンケート調査	60
4.2 ヒアリング調査	66
5. 事業系小型廃家電等の処理における課題等の検証及び最適化に関する提案	68
5.1 事業系小型廃家電等の処理における課題等	68
5.2 事業系小型廃家電等の処理の最適化にかかる検討	70
5.3 おわりに	72

添付資料１：小型家電調査 アンケート票

添付資料２：不良ロット品等調査 アンケート票

1. 事業目的・内容

1.1 事業目的

本調査を実施する本年より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、小型家電リサイクル法）の法制度化 5 年を迎えての改正の議論が始まった。秋田県では、平成 18 年より使用済小型電子機器等（以下、小型家電）の回収試験を全国に先駆けて実施し、多くの市町村が取り組みをはじめ、法制度化以降においても、県内各市町村が消費者から排出される小型家電の回収、再資源化に取り組んできた。

一方、秋田県内の事業所から排出される小型家電や廃電子基板等（以下、事業系小型家電等）は、市町村が回収する小型家電と異なり、排出量、排出経路等の実態が把握されておらず、国の議論においても今後の回収量の増加が期待されている。

小型家電は多様な品目が対象となり、また時代の状況に応じた対応が求められる。本調査では事業系小型家電等の議論のみならず、小型家電リサイクル全体の最適化も考慮し、このような改正にかかる国の議論を注視しつつ、有用な情報等を本調査の成果等に結びつけていくことを想定している。

本調査では、上記を踏まえ、県内全体の小型家電等のリサイクル促進のため、事業系小型廃家電等の排出量等を把握し、効率的な回収・リサイクルのあり方について検討し、事業系小型廃家電等の処理における課題等の検証及び最適化に関する提案を行うものとする。

1.2 実施内容

調査テーマごとの調査対象とした事業所の業種を以下に示す。

調査テーマ①「事業所から直接的に発生する小型家電の状況調査」

- 宿泊
- 学校
- 医療
- 物品賃貸
- 情報サービス
- 情報通信機器等製造
- オフィス
- 百貨店
- スーパー
- マスコミ
- ホームセンター

調査テーマ②「事業で発生する不良ロット品等の状況調査」

- 情報通信機器等製造

本調査で対象とする事業系小型廃家電等については以下の内容を想定している。

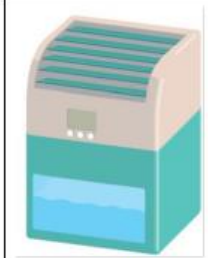
- ① 事業所で使用した後、廃棄または売却される電機製品のうち、小型家電リサイクル法の対象と見込まれるもの。家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や、石油ストーブは対象外とする。

- ② 事業活動で発生し、廃棄または売却される不良ロット品等の電子基板、コイル、コード類。

なお、環境省では「コピー機（複合機）や工作機械など、業務用で使われる製品は小型家電リサイクル法の対象ではない」としている。アンケート対象施設では業務用と民生用の区分した上での回答が難しい可能性があり、実態把握を行うため、切り離さずに調査を行っている。

- ①事業所で使用した後、廃棄または売却される電機製品のうち、小型家電リサイクル法の対象と見込まれるもの

品目の例		
 携帯電話・PHS （スマートフォンを含む）	 電話機・ファックス	 パーソナルコンピュータ （ノート型、デスクトップ型を含む）
 タブレット型情報通信端末 （電子書籍端末を含む）	 ディスプレイ	 プリンター
 DVD ビデオレコーダー （HDD・ブルーレイレコーダーを含む）	 デジタルカメラ、ビデオカメラ	 電子卓上計算機
 蛍光灯器具、懐中電灯	 光ディスク装置、USB メモリ、メモリーカード等	 リモコン、オーディオプレーヤ

		
電気掃除機	電気アイロン	床磨き機
		
電気除湿器	電気ストーブ	電子レンジ
		
カーナビゲーションシステム	時計	ラジオ受信機

②事業で発生し、廃棄または売却される不良ロット品等の電子基板、コイル、コード類。

	
電子基板	コード類

2. 小型家電リサイクル法の動向と事業系小型家電の位置づけ

2.1 小型家電リサイクル法の動向

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下、小型家電リサイクル法)は、デジタルカメラやゲーム機等の小型家電の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律である。.

正式名称	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
施行	平成25年度4月1日
目的	小型家電に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

小型家電リサイクル法は、広域的に使用済製品を引き受け、解体、破碎、選別等を行い製錬事業者等へリサイクル原料として引き渡す者を認定事業者として国が認定することを中心とした促進型の制度として導入された。また、他の個別リサイクル法が環境負荷の低減を主眼とし、製造業者等に義務を負わせ、基本的には一つの方法に限定してリサイクルを実施するものであるのに対して、本制度は、資源確保の観点も踏まえ、また誰かに義務をかけることで一つの方法に限定するのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施していく点を特徴としている。

小型家電リサイクル法における関係者の役割を以下に示す。

- 国民 : 小型家電を市町村や協力小売店に引き渡すことによるリサイクルへの協力
- 市町村 : 回収の実施や普及啓発
- 都道府県 : 普及啓発
- 小売業者 : 消費者による小型家電の適正な排出への協力
- 認定事業者 : 適正なリサイクルの実施
- 製造業者 : 易解体設計等によるリサイクルへの協力と再生資源の利用
- 国 : 環境整備、認定事業者の指導監督、普及啓発、研究開発の促進及び不適正な海外流出の防止

小型家電リサイクル法が施行されてから約6年が経過し、令和元年11月末時点で再資源化事業を行う者として53の事業者が認定され、平成30年度末時点で9割を超える市町村が小型家電の回収に取り組んでいる。さらに、家電量販店による小型家電の店頭回収は2,000を超える店舗で実施され、また認定事業者が設置する回収拠点での回収や宅配便による回収が行われるなど、消費者のニーズに対応した多様な回収ルートの整備が進んでいる。

また、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」と連動した普及啓発施策や、それ以外にも事業者、自治体、消費者による主体的な普及啓発が進められている。これらの取組に

より、平成 30 年度は約 10 万トンの小型家電が回収され、そのうち認定事業者によって 4.5 万トンの金属資源が回収された。また、小型家電に含まれる密閉形蓄電池、蛍光灯、フロン類等の有害物質、処理困難物の回収を通じて、廃棄物処理システムの更なる適正化が図られてきた。

他方、回収量の目標値として制度開始時に設定した 14 万トン／年はいまだに達成できていない。また、小型家電リサイクルを取り巻く状況として、中国の輸入禁止措置の影響による廃プラスチック類の処分費用の上昇、資源価格の変動、リチウムイオン電池による発火リスクの顕在化といった、外的要因による課題へも対処する必要がある。

小型家電リサイクル法においては、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされており（法附則第 2 項）、これを受け、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会では、平成 31 年 3 月から小型家電リサイクル制度の評価・検討を行ってきた。評価・検討にあたっては、消費者、市町村、認定事業者、小売業者、製造業者等、非鉄製錬業者といった関係者から意見を聴取し、議論が行われている。

2.2 事業系小型家電の位置づけ

環境省及び経済産業省のもとでは以下のように議論されているように、小型家電リサイクルの促進に向けて、特に改善すべき余地が大きいポイントとして挙げられている 3 点のうち、1 点が「事業所から排出される小型家電」である。

【小型家電リサイクルの促進に向けて、特に改善すべき余地が大きいポイント】

- 市町村から最終処分等される小型家電
- 不用品回収業者へ引き渡される小型家電
- 事業所から排出される小型家電

その事業者からの小型家電回収の可能性について、国の議論では、以下のとおり取り上げられている。

- 関係者へのヒアリングによれば、自治体、教育委員会、小売店、リース業者、賃貸業者等の事業者において、パソコン等の小型家電回収ニーズは存在する。
- 一方、小型家電単独で産業廃棄物として排出されるケースが少ないこと、パソコン等の有価性が高い小型家電については、認定事業者の優位性（適正処理、高度な再資源化、個人情報保護対応等）が十分に理解されずに、単純に価格の比較のみで、別の事業者の有価売却される例が指摘されている。
- 事業者ニーズを踏まえた上で、事業者からの小型家電回収に関する課題の改善策の検討の必要性

事業所から小型家電が廃棄される場合には、上記にもあるように有価物として売却、あるいは他の品目とあわせ産業廃棄物として多くが処理されている可能性が高い。一方、リサイクル、資源化の問題の他、パソコン等の情報を保管する機器については、個人情報、企業情報の取扱（情報漏えい等）が危惧される。認定事業者による個人情報保護対策含め、小型家電リサイクル法が

事業所により十分に認識されていないことも想定される。

環境省では事業所に対する小型家電リサイクル法活用推進のために、以下のような事業所向けパンフレットを作成している。

小型家電 リサイクル法

正しい処理で、廃棄物を資源に変えよう。

■ガイドブック(排出事業者向け)



事業所で発生する 使用済み小型家電の適正な リサイクルにご協力ください。

2013年4月からスタートした小型家電リサイクル法。
市町村や、事業所などで取り組みが着々と広がっています。
希少資源の有効な利用と、廃棄物の適正な処理のため、
ぜひ小型家電リサイクルにご協力ください。





小型家電リサイクル法 理解度チェックシート

まずは、小型家電リサイクル法を理解しているかどうかを確認してみましょう。

- 1 オフィスで使用済みとなった小型家電は、
小型家電リサイクル法の対象ではない。 YES NO
☐ ☐
- 2 小型家電リサイクル法は、産業廃棄物を処分
する際の「マニフェスト」が不要になる制度だ。
(※産業廃棄物管理票) YES NO
☐ ☐
- 3 小型家電リサイクル法の対象となるのは、
携帯電話とパソコンだけである。 YES NO
☐ ☐
- 4 このマークは国の認定を受けた
事業者であることを示すマークだ。 YES NO
☐ ☐



NOが4個の方

たいへん
よく
できました

NOが2～3個の方

よく
できました

NOが0～1個の方

もう少し
がんばり
ましょう

結果が良かった方も悪かった方も 次ページから小型家電リサイクル法を学びましょう!

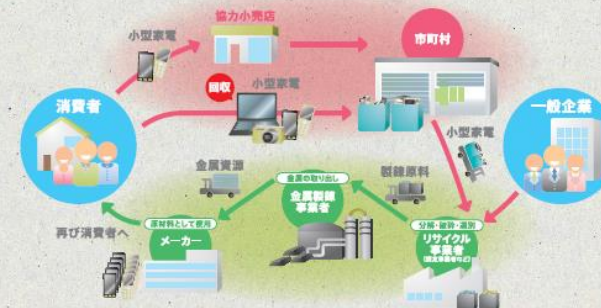
※このマークは携帯電話事業者を中核とした使用済み携帯電話の回収・リサイクル活動を示すものです。
<http://www.mobile-recycle.net/>

資源の確保や廃棄物の 適正処理、企業のCSRの 推進にもつながります。

使用済み小型家電を認定事業者に引き渡すことで、情報の漏えいや
国内外での不適正処理の心配がなく、安全かつ確実な再資源化が可能になります。
使用済み小型家電のリサイクルは、コンプライアンスの徹底と、
企業におけるCSRの推進にも重要な役割を果たします。

■回収された使用済み小型家電の処理方法。

適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた認定事業者などが回収された
小型家電を分解・破砕し、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属製錬事業者が
金属資源として再生します。この過程で有害物質もしっかりと処理します。



■小型家電からさまざまな資源を回収できます。

日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トン。
そこから鉄、アルミをはじめ、金・銀・銅などの金属も回収
できます。



金 銀 銅
＜写真提供 DOWAホールディングス(株)＞

**対象品目には
右記のようなものが
あります。**

パソコンや携帯電話など、
幅広い製品が対象になります。

①コピー機（複合機）や工作機械など、
業務用で使われる製品は
小型家電リサイクル法の対象
ではありません。



■ 認定事業者は、企業情報にも配慮した 再資源化を行います。

企業は使用済み小型家電を適正な事業者に責任を持って引き渡す必要があります。国の認定を受けた事業者であれば、回収からリサイクルまでの間、盗難対策や情報漏えい対策を講じているので、安心して引き渡すことができます。

※データ消去は排出事業者側でも行うことを奨励します。



環境省 小型家電リサイクル法 検索
<https://www.mvg.go.jp/recycle/recycling/arenetaki/>

企業情報が含まれる梱包は回収して管理します。

このマークは国の認定を受けた
リサイクル事業者しか使用できません。

⚠ 産業廃棄物となる小型家電を排出するときは許可業者との 委託契約やマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が必要です！

産業廃棄物を不適正な事業者に処理委託すると、排出事業者の責任が問われます！

引き渡し先が適正な処理を 行う事業者か確認しましょう！

- ①委託契約は必ず書面で行いましょう。
- ②「捨てていても買います」などの不審な宣伝文句を使っている事業者には注意しましょう。
- ③どこで、どのように小型家電が処理されているか、ルートを追って処理の状況を最後まで確認しましょう。

…こんな事業者に注意!!…



事業所での小型家電リサイクル よくあるご質問

- Q.1** どんな事業を行う事業者に
小型家電リサイクル法が適用されますか？
- A.1** 事業活動において、使用済み小型家電を排出する
すべての事業者が本制度の対象となっております。
-
- Q.2** 現在、産業廃棄物として処理している使用済み小型家電を
市町村の回収ボックスに入れてもいいですか？
- A.2** 市町村の回収ボックスは、家庭から出される使用済み
小型家電を回収するためのものなので、入れられません。
-
- Q.3** 認定事業者に引き渡す際に、
マニフェスト[※]の交付などは不要になるのでしょうか？
- A.3** 認定事業者に引き渡す場合は、廃棄物処理法に基づいた手続き
(収集運搬および中間処理委託契約の締結、マニフェスト[※]の交付など)が必要です。
※産業廃棄物管理票
-
- Q.4** 電卓など、少量だけ排出する場合も、
産業廃棄物の委託契約が必要ですか？
- A.4** 排出量が少量でも、産業廃棄物として排出する場合は廃棄物処理法に
定める委託基準に従った委託契約が必要です。
※ある程度の量が貯まった段階または、他の産業廃棄物の排出の際に一括に引き渡すことは可能です。
-
- Q.5** 職場で使用済みとなったパソコンを認定事業者に引き渡す際、データ消去は必要ですか？
必要ならばその方法も教えてください。
- A.5** 認定事業者においても情報漏えいの対策は行っていますが、排出する側でも
情報を消去しておくことでより安全に処理できます。
※消去方法については、該当する機器のメーカーサイトに掲載されている方法を参考にしてください。

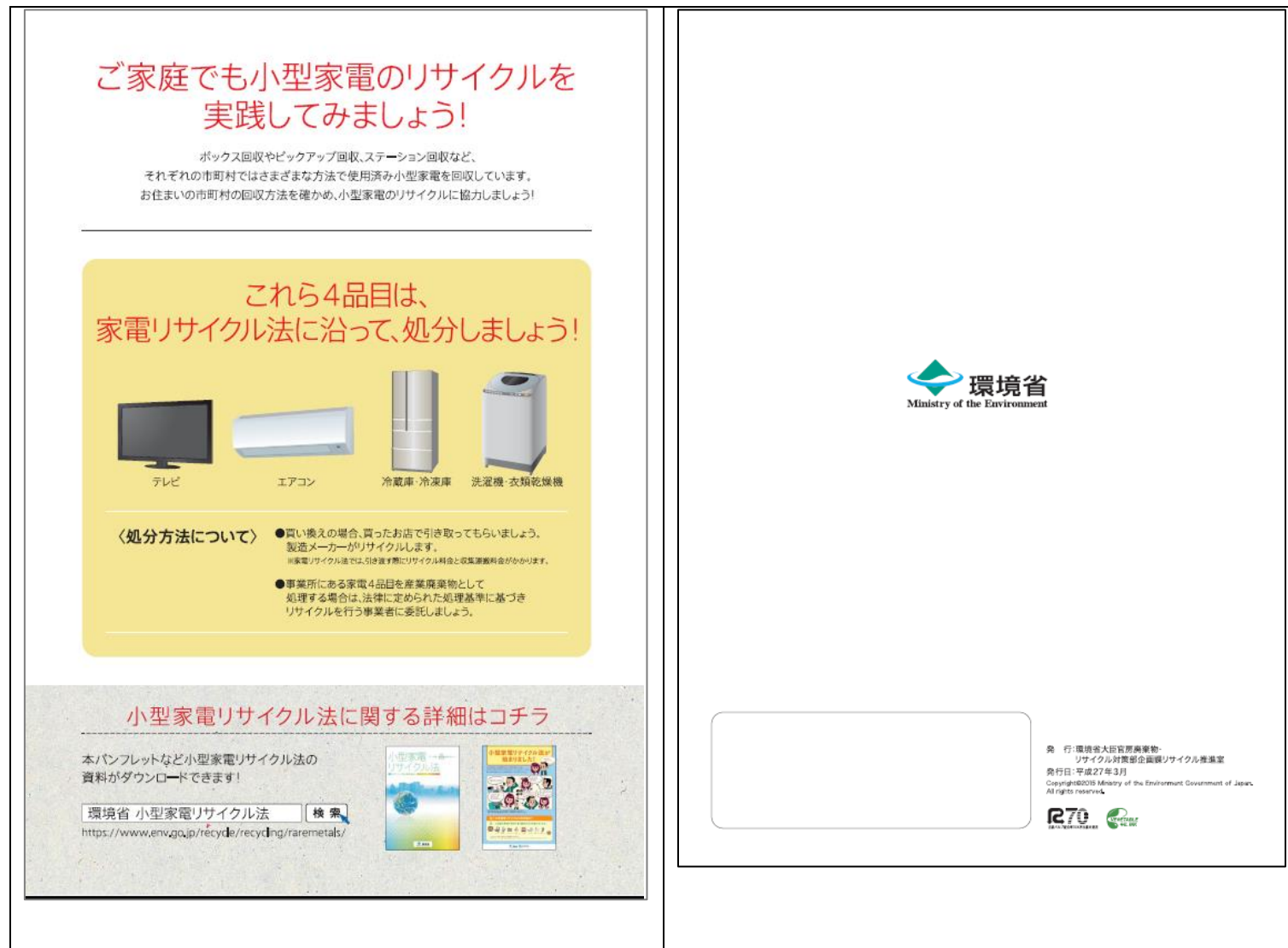


図 1-1 小型家電リサイクル法 事業所向けパンフレット

(出典) <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/pam-kig.pdf>

市町村による消費者からの回収（ボックス回収、ピックアップ回収、ステーション回収等）以外に、認定事業者自身が小型家電全体の回収量を高めるために直接的な回収にも取り組んでいる。以下の図に示すとおり認定事業者は市町村による回収分以外に、事業所等からの直接的な回収をすでに実施している。

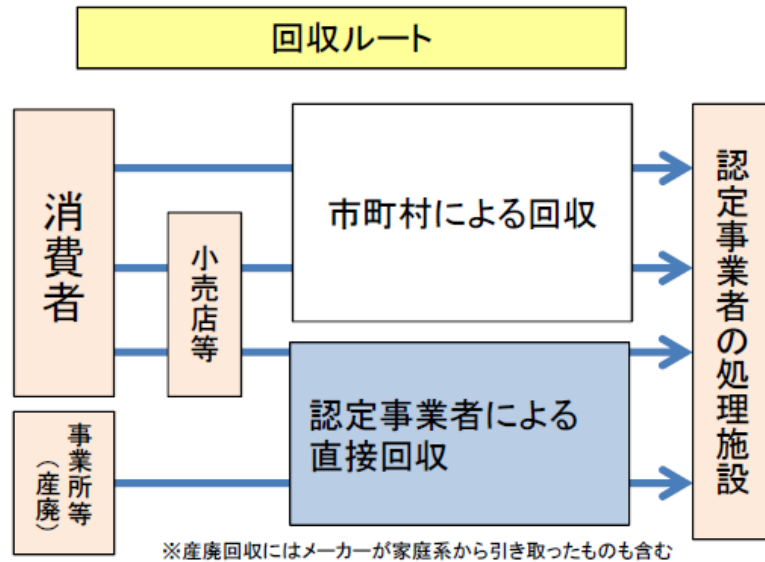


図 1-2 認定事業者による回収ルート

（出典）「中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 17 回）資料」

認定事業者による直接回収には、以下のものが含まれる。

- 家電量販店回収
- 拠点回収
- 宅配回収
- 事業所からの回収

認定事業者による直接回収の実績を以下の図に示す。全体的に増加傾向にあるが、平成 29 年度時点で、家電量販店回収分が約 7 割を占めているが、事業所からの回収量についても増加傾向にあることが分かる。

直接回収にかかる認定事業者の取組の状況、意向としては、認定事業者の約 5 割（28 者）が、直接回収に取り組んでいる。今後さらに認定事業者の約 17%が、新たに直接回収に取り組む意向であり、合計で全体の約 7 割（37 者）が直接回収に取り組む、もしくは取り組む意向という報告もある¹。

¹ 「中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 17 回）資料」

回収量の実績(トン)					
年度	H25	H26	H27	H28	H29
家電量販店回収	412	7,065	12,451	13,427	15,668
拠点回収	872	2,037	1,294	1,937	2,301
宅配回収	0	71	956	734	888
事業所からの回収	2,181	2,771	2,942	3,318	4,429
合計	3,464	11,945	17,643	19,415	23,286
＜参考＞ 市町村回収 (うち、認定事業者 での処理量)	20,507 (9,772)	38,546 (28,713)	49,335 (39,617)	48,500 (38,155)	55,024 (42,464)

図 1-3 認定事業者による回収実績

(出典)「中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 (第 17 回) 資料」

3. 事業所から直接的に発生する小型家電の状況調査

3.1 アンケート調査

3.1.1 調査方法

事業所から直接的に発生する小型家電の状況調査に関し、秋田県と協議し、アンケート票を作成し、調査対象事業所に返信用封筒を同封の上、郵送にて発送し、アンケート票の回答は返信用封筒で回収した。アンケート票送付後、回答期限を過ぎて、未回答の事業所については、督促のためのハガキを発送し、回収率の向上に努めた。

(添付資料1：小型家電調査 アンケート票)

3.1.2 調査対象

調査対象の事業所は、秋田県内の多様な事業形態の事業所をカバーするために、秋田魁新報社「DATA File あきた」等より任意で選定した。アンケート票は合計 268 件発送し、回収は 131 件であり、回収率は 52.6%であった。

表 3-1 アンケート票の発送と回収結果

区分	発送（件）	回収（件）	回収率
宿泊	59	23	39.0%
学校	12	10	83.3%
医療	20	14	70.0%
物品賃貸	4	4	100.0%
情報サービス	22	11	50.0%
情報通信機器等製造	89	49	55.1%
オフィス	12	10	83.3%
百貨店	11	3	27.3%
スーパー	7	6	85.7%
マスコミ	7	3	42.9%
ホームセンター	25	8	32.0%
合計	268	141	52.6%

3.1.3 アンケート調査結果

アンケート調査の回答結果について、設問ごとに以下に示す。

(1) 事業所で発生する使用済小型家電

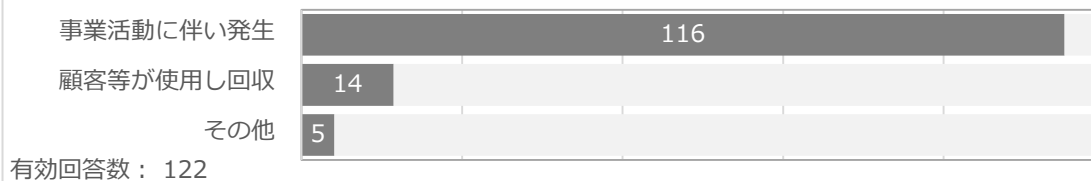
問1 貴事業所で発生する使用済小型家電について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。「その他」については、該当する内容をご記入ください。

事業所で発生する使用済小型家電の発生要因としては、「事業活動に伴い発生」が最も多く、116 件あり、事業所が直接的に使用する機器以外の「顧客等が使用し回収」を行っている事業所が 14 件あった。

有効回答数：122

発生の要因		該当する
1	事業活動に伴い発生	116
2	顧客等が使用し回収	14
3	その他	5

問1) 事業所で発生する使用済小型家電



(2) 事業活動から排出される事業系小型家電

問2 事業活動から排出される事業系小型家電について、該当する処理方法(番号)に○印をご記入ください(複数回答可)。排出されない区分については、○印の記入は不要です。

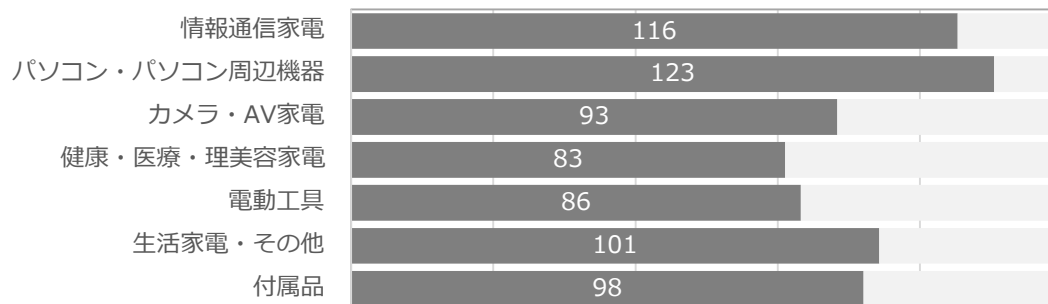
問2-1：区分別の排出有無

事業活動から排出される事業系小型家電の種類については、「オフィス・パソコン周辺機器」の回答が最も多く、123 件あった。次いで、「情報通信家電」が 116 件であった。排出量は問わない設問であるため、その他区分についても排出があるとの回答となっている。

有効回答数：136

区分		回答数
1	情報通信家電	116
2	パソコン・パソコン周辺機器	123
3	カメラ・AV 家電	93
4	健康・医療・理美容家電	83
5	電動工具	86
6	生活家電・その他	101
7	付属品	98

問2-1：区分別の排出有無



有効回答数：136

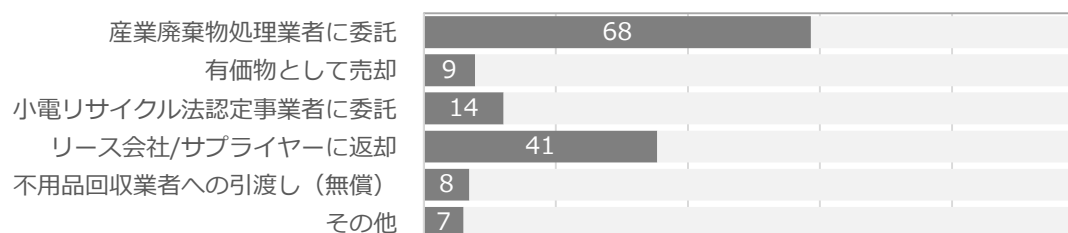
問2-2：区分別の処理方法

小型家電の各区分の処理方法としては、「産業廃棄物処理業者に委託」が最も多く回答されている。特徴的なのは、「情報通信家電」及び「パソコン・パソコン周辺機器」であり、「リース会社/サプライヤーに返却」が2番目に多い処理方法となっており、これらの機器についての処分、資源化の流れについては、リースアップ品等の流れを把握していくことが重要と考えられる。「小型家電リサイクル法認定事業者」への引渡しも、各区分でみられるが、小型家電リサイクル法の認識不足等もあり、すべての回答が小型家電リサイクル法を活用していない恐れがある。

小型家電		情報通信 家電 (116)	パソコ ン・パソ コン周辺機 器 (123)	カメラ・オ ーディオ ビジュアル 家電 (93)	健康・医 療・理美容 家電 (83)	電動工具 (86)	生活家 電・その 他 (101)	付属品 (98)
処理方法								
1	産業廃棄物処理業者に委託	68	67	76	71	73	87	81
2	有価物として売却	9	9	4	6	7	6	9
3	小型家電リサイクル法認定事業者へ委託	14	15	11	8	7	7	6
4	リース会社/サプライヤーに返却	41	43	6	3	2	2	4
5	不用品回収業者への引渡し（無償）	8	11	9	9	11	12	11
6	その他	7	11	5	4	3	4	4

問2-2：区分別の処理方法

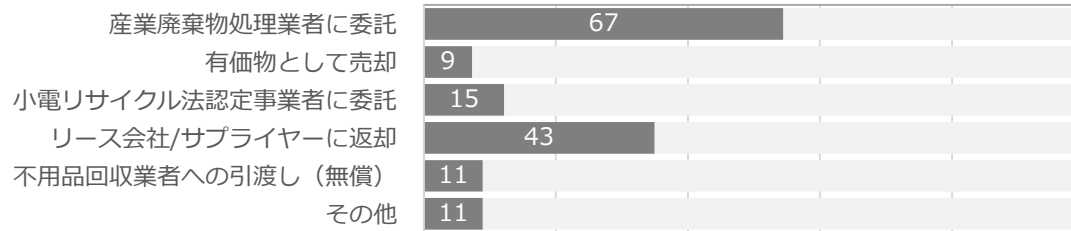
1. 情報通信家電（パソコン・パソコン周辺機器除く）



有効回答数：116

問2-2：区分別の処理方法

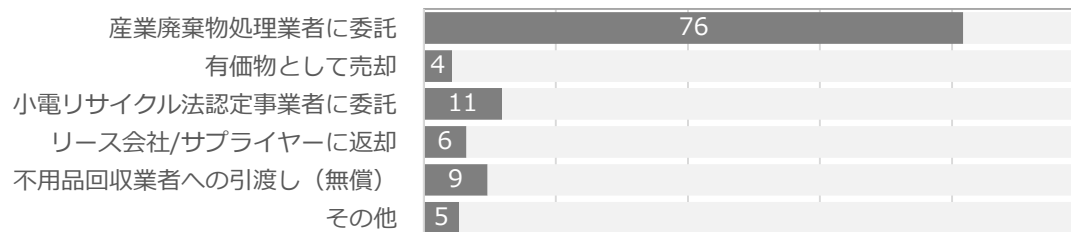
2. パソコン・パソコン周辺機器



有効回答数：123

問2-2：区分別の処理方法

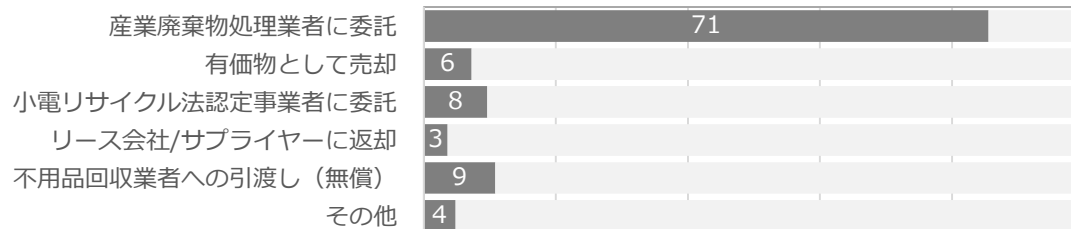
3. カメラ・オーディオビジュアル家電



有効回答数：93

問2-2：区分別の処理方法

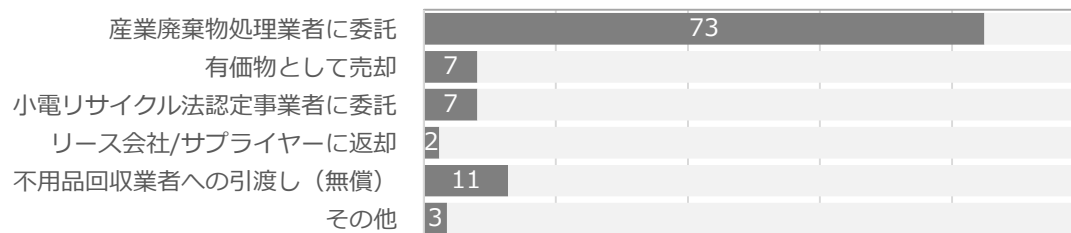
4. 健康・医療・理美容家電



有効回答数：83

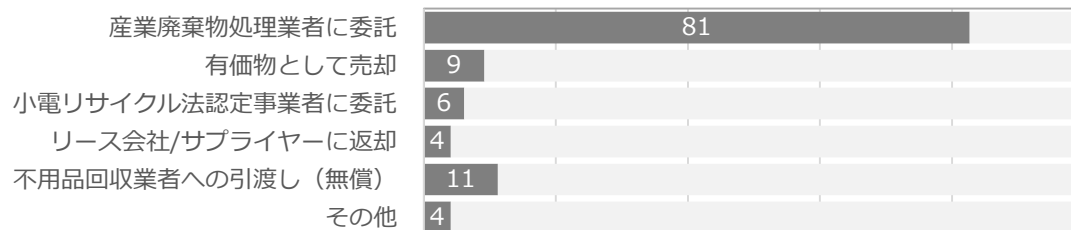
問2-2：区分別の処理方法

5. 電動工具



有効回答数：86

問2-2：区分別の処理方法
6. 生活家電・その他



有効回答数：98

（3）事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用

問3 事業活動から排出される事業系小型家電について、問1で選択いただいた処理方法別に、引渡し量、引渡し費用、引渡し先の名称（業者名：複数可）についてご記入ください（概算、可能な範囲で結構です）。

なお、引渡し費用については、費用の支払い、受け取り（無償のケースを含む）について、該当項目（複数選択肢がある場合）に○印をご記入ください。

問3-1：処理方法別の引渡し量

排出された小型家電の処理方法別の引渡し量であるが、回答された引渡し量については、小型家電以外の廃棄物が含まれていることが想定される。他の廃棄物の混入の比率はケースバイケースであると思われるが、アンケートの回答からみると、平均では1事業所あたりの引渡し量は「有価物として売却」が最も多く、47,511kg/年、次いで「産業廃棄物処理業者に委託」で7,856kg/年である。一方、中央値でみると、「有価物として売却」が460kg/年であり、「産業廃棄物処理業者に委託」で300kg/年である。

データとしては、多量に排出する事業所、あるいは定常的でなく、スポット的に排出する事業所もあり、平均的な数値として評価は難しいが、小型家電を含む産業廃棄物の概略の引渡し量とみなすことができる。

処理方法	有効 回答数	引渡し量（kg/年）	
		平均値	中央値
1 産業廃棄物処理業者に委託	47	7,856	300
2 有価物として売却	14	47,511	460
3 小型家電リサイクル法認定事業者に委託	12	99	10
4 リース会社/サプライヤーに返却	11	430	5
5 不用品回収業者への引渡し（無償）	9	107	20

問 3-2：処理方法別の引渡し費用/費用を支払う

事業所サイドからの費用の支払いを伴うケースにおける引渡し費用の結果を以下に示す。

「産業廃棄物処理業者に委託」するケースが引渡し費用の額が大きく、1 事業所あたり平均値で 949,225 円/年、中央値では 80,000 円/年である。「小型リサイクル法認定事業者に委託」の場合、平均値で 30,880 円/年、中央値で 20,000 円/年である。

処理方法		有効 回答数	引渡し費用（円/年）	
			平均値	中央値
1	産業廃棄物処理業者に委託	53	949,225	80,000
3	小型家電リサイクル法認定事業者に委託	5	30,880	20,000
4	リース会社/サプライヤーに返却	2	1,386,758	1,386,758

問 3-2：処理方法別の引渡し費用/費用を受け取る

事業所が費用を受け取るケースは「有価物として売却」のケースのみであり、平均値で 354,125 円/年、中央値では 14,500 円/年である。

処理方法		有効 回答数	引渡し費用（円/年）	
			平均値	中央値
2	有価物として売却	14	354,125	14,500

（４）引渡し先として取引を行っている選定理由

問 4 問 2 で回答いただいた処理方法別に、引渡し先として取引を行っている選定理由について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。

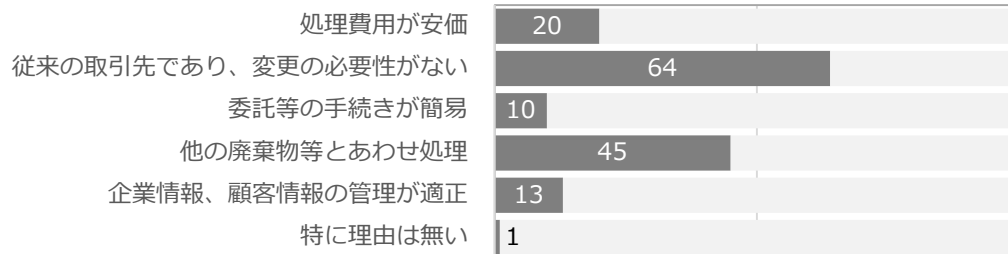
問 4-1：産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託

小型家電を産業廃棄物処理業者に委託している場合の業者選択の理由としては、「従来の取引先であり、変更の必要性がない」が最も多く、64 件、次いで「他の廃棄物等とあわせ処理」が 45 件である。「処理費用が安価」は 20 件であり、上位に比較すると多くはなく、小型家電の量が少ない、あるいは分別の手間を避けるため従来の産業廃棄物に含めて処理していることが想定される。なお、「企業情報、顧客情報の管理が適正」は上位 4 番目の回答数であった。

有効回答数：100

選定理由		回答数
1	処理費用が安価	20
2	従来取引先であり、変更の必要性がない	64
3	委託等の手続きが簡易	10
4	他の廃棄物等とあわせ処理	45
5	企業情報、顧客情報の管理が適正	13
6	特に理由は無い	1

問4-1：産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託



有効回答数：100

問4-2：有価物として売却

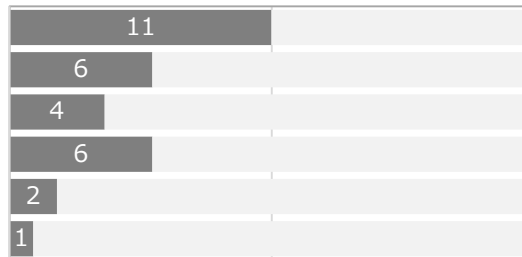
有価物として売却する際の業者選定の理由としては、「処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める」が最も多く、回答数の半数の11件を占めており、「売却益重視」がうかがえる。このケースでは、「企業情報、顧客情報の管理が適正」が2件であり、「特に理由はない」を除くと、最も回答数が少ない。

有効回答数：22

選定理由		回答数
1	処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める	11
2	従来取引先であり、変更の必要性がない	6
3	委託等の手続きが簡易	4
4	他の廃棄物等とあわせ処理	6
5	企業情報、顧客情報の管理が適正	2
6	特に理由は無い	1

問4-2：有価物として売却

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める
従来の取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
企業情報、顧客情報の管理が適正
特に理由は無い



有効回答数： 22

問 4-3：小型家電リサイクル法のもと、認定事業者へ委託

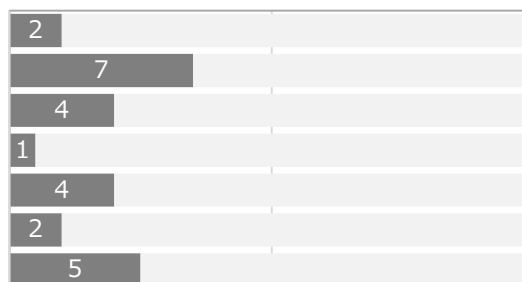
小型家電リサイクル法のもと、認定事業者へ委託するケースにおいては、「従来の取引先であり、変更の必要性がない」が最も多く 7 件であり、法の主旨等に賛同し「国の資源循環の取り組みに協力」するよりも多くなっている。

有効回答数： 20

選定理由		回答数
1	処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める	2
2	従来の取引先であり、変更の必要性がない	7
3	委託等の手続きが簡易	4
4	他の廃棄物等とあわせ処理	1
5	国の資源循環の取り組みに協力	4
6	企業情報、顧客情報の管理が適正	2
7	特に理由は無い	5

問4-3：小型家電リサイクル法のもと、認定事業者へ委託

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める
従来の取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
国の資源循環の取り組みに協力
企業情報、顧客情報の管理が適正
特に理由は無い



有効回答数： 20

問 4-4：リース会社／サプライヤーへ返却

「リース会社／サプライヤーへ返却」するケースは、特定の企業との取引がある程度決まってケースも多く、「従来の取引先であり、変更の必要性がない」が半数を超え、23 件ある。また、

パソコン等の企業情報を取り扱うこともあり、「企業情報、顧客情報の管理が適正」が2番目に多く、10件となっている。

有効回答数：40

選定理由		回答数
1	処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める	4
2	従来取引先であり、変更の必要性がない	23
3	委託等の手続きが簡易	5
4	他の廃棄物等とあわせ処理	0
5	企業情報、顧客情報の管理が適正	10
6	特に理由は無い	6

問4-4：リース会社/サプライヤーに返却

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める	4
従来取引先であり、変更の必要性がない	23
委託等の手続きが簡易	5
他の廃棄物等とあわせ処理	
企業情報、顧客情報の管理が適正	10
特に理由は無い	6

有効回答数：40

問4-5：不用品回収業者への引渡し（無償）

不用品回収業者への引渡しのケースにおいては、「処理費用がかからない」の回答が最も多く、12件であり、次いで「他の廃棄物等とあわせ処理」が5件である。

有効回答数：19

選定理由		回答数
1	処理費用がかからない	12
2	従来取引先であり、変更の必要性がない	2
3	委託等の手続きが簡易	3
4	他の廃棄物等とあわせ処理	5
5	企業情報、顧客情報の管理が適正	3
6	特に理由は無い	2

問4-5：不用品回収業者への引渡し（無償）



有効回答数：19

（５）引渡し先に対する今後の要望

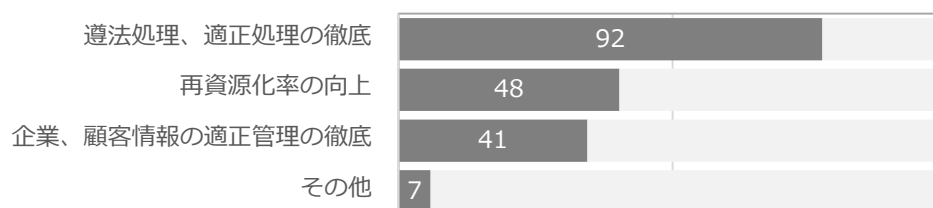
問５ 現在、取引を行っている引渡し先に対する今後の要望について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。

現在、取引を行っている引渡し先に対する要望項目としては、「遵法処理、適正処理の徹底」が最も多く、92 件であり、次いで同レベルの回答数の「再資源化率の向上」、「企業、顧客情報の適正管理の徹底」よりも、回答数の差があり、企業として遵法意識を優先していることがうかがえる。

有効回答数：119

今後の要望		回答数
1	遵法処理、適正処理の徹底	92
2	再資源化率の向上	48
3	企業、顧客情報の適正管理の徹底	41
4	その他	7

問5) 引渡し先に対する今後の要望



有効回答数：119

（６）リチウムイオン電池の利用時あるいは廃棄時に不適切な取扱を行った際のリスク

問６ 携帯電話（スマートフォン）、パソコン等にはリチウムイオン電池が利用されていますが、利用時あるいは廃棄時に不適切な取扱を行った際に、出火を起こす可能性があります。このようリスクをご存知でしょうか。該当する選択肢項目に○印（１つ）をご記入ください。

携帯電話等に用いられるリチウムイオン電池については、廃棄時等での出火事例がニュース等で取り扱われているが、このようなリスクについての認知度については、「知っている」が96件で71%を占め、「なんとなく聞いたことがある」を合わせると、90%以上の認知度である。

有効回答数：135

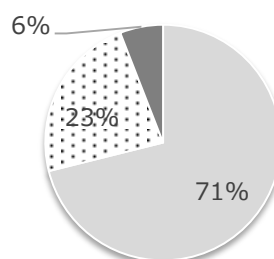
出火を起こす可能性		回答数
1	知っている	96
2	なんとなく聞いたことがある	31
3	知らなかった	8
4	その他	0
無回答		1

問6) リチウムイオン電池の利用時あるいは廃棄時に不適切な取扱を行った際のリスク

■ 知っている

・ なんとなく聞いたことがある

■ 知らなかった



有効回答数：135

(7) 使用済み小型家電を引渡す場合のリチウムイオン電池の取り扱い

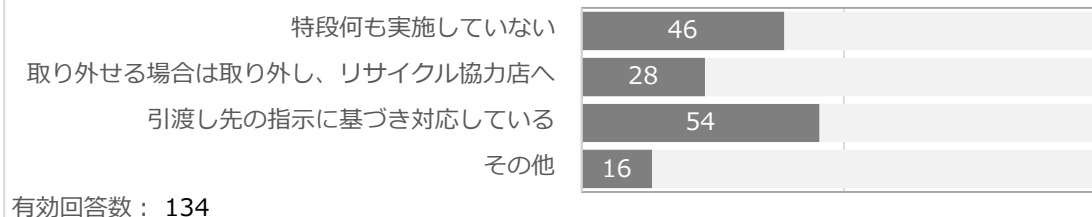
問7 使用済み小型家電を引渡す場合に、リチウムイオン電池をどのように取り扱っていますか。以下の該当する選択肢番号に○印（複数回答可）をご記入ください。

事業所から排出される際の小型家電に利用されるリチウムイオン電池の対応については、「取り外せる場合は取り外し、リサイクル協力店へ」及び「引渡し先の指示に基づき対応している」の何らかの対応を講じているケースが半数以上を占めている。リスクの認知に比べて、「特段何も実施していない」が一定数存在しており、具体的な措置を講じるための情報提供などが必要と考えられる。

有効回答数：134

リチウムイオン電池の取り扱い		該当する
1	特段何も実施していない	46
2	取り外せる場合は取り外し、リサイクル協力店へ	28
3	引渡し先の指示に基づき対応している	54
4	その他	16

問7) 使用済み小型家電を引渡す場合のリチウムイオン電池の取り扱い



(8) 使用済み小型家電を引渡す際の企業情報及び顧客情報の取り扱い

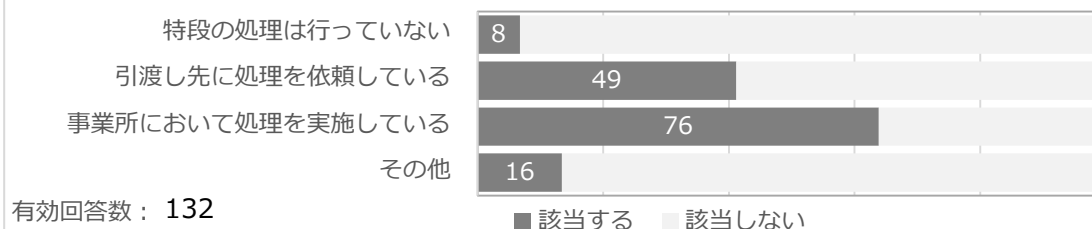
問8 現在、小型家電（パソコン、携帯電話等）を引渡す際に、保存されている企業情報及び顧客情報（電子データ）をどのように取り扱っていますか。以下の該当する選択肢番号に○印（複数回答可）をご記入ください。

パソコン、携帯電話については、企業情報、顧客情報が保存されているケースがあり、使用後の引渡し時に不適正な措置により情報の流出が生じるリスクがある。対応のレベルは不明ではあるが、「事業所において処理を実施している」が最も多く、76件であり、過半数を占めており、次いで「引渡し先に処理を依頼している」が49件であり、「特段の処理は行っていない」は少なく8件であり、事業所として情報の処理について配慮していることがわかる。

有効回答数：132

企業情報及び顧客情報の取り扱い		回答数
1	特段の処理は行っていない	8
2	引渡し先に処理を依頼している	49
3	事業所において処理を実施している	76
4	その他	16

問8) 使用済み小型家電を引渡す際の企業情報及び顧客情報の取り扱い



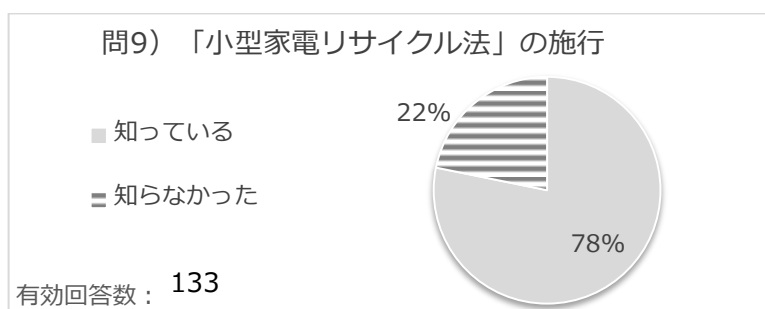
(9) 「小型家電リサイクル法」の施行

問9 使用済みの小型家電を対象とした「小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」が施行（平成25年より）されているのをご存知でしょうか。該当する選択肢番号に○印（1つ）をご記入ください。

産業廃棄物への適用可能性は別として、小型家電リサイクル法についての認知度については、「知っている」が 104 件と多くを占めているが、「知らなかった」が 2 割程度の回答であった。

有効回答数：133

「小型家電リサイクル法」の施行		回答数
1	知っている	104
2	知らなかった	29
無回答		3



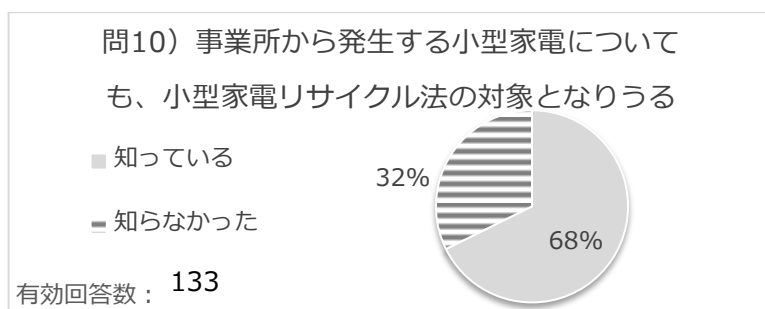
(10) 事業所から発生する小型家電についても、小型家電リサイクル法の対象となりうる

問10 事業所から発生する小型家電についても、小型家電リサイクル法の対象となりうる（義務ではない）ことをご存知でしょうか。該当する選択肢番号に○印（1つ）をご記入ください。

事業所から発生する小型家電についても、通常の産業廃棄物の処理のほか、小型家電リサイクル法のもとでの認定事業者の活用が可能であり、適正処理の推進からも環境省は事業者に対して協力を呼び掛けている。本アンケートの対象事業所においては、事業所からの小型家電に対する小型家電リサイクル法が対象となりうることの認知度としては、「知っている」が 90 件と多くを占めているが、「知らなかった」が 43 件で 3 割程度存在しており、周知の余地はあると考えることができる。

有効回答数：133

「小型家電リサイクル法」の対象		回答数
1	知っている	90
2	知らなかった	43
無回答		3



(11) 事業所から発生する小型家電と、小型家電リサイクル法の関係

問 1 1 事業所から発生する小型家電について、小型家電リサイクル法のもとで、どのように関係するか、以下の質問それぞれについて、現状のご理解に該当する選択肢番号に○印（各 1 つ）をご記入ください。

小型家電リサイクル法の特に事業所から発生する小型家電に対する運用内容についての認知度の質問を行った。実際には、小型家電リサイクル法を利用する場合においても、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は必要であり（a の正答は「その通りでない」）、通常の産業廃棄物処理のいずれかを選択でき（b の正答は「その通り」）、認定事業者は機器に保存されているデータの漏洩対策をもめられる（c の正答は「その通りでない」）であるが、回答としてはいずれも正答を選択する事業所が同レベル 100 事業所程度（8 割程度）あり、概ね理解はされているようである。

小型家電リサイクル法の適用内容		その通り	その通りではない
a	マニフェストが不要となる	23	<u>101</u>
b	通常の産業廃棄物処理のいずれかを選択できる	<u>101</u>	22
c	データの漏えい対策は求められていない	19	<u>105</u>

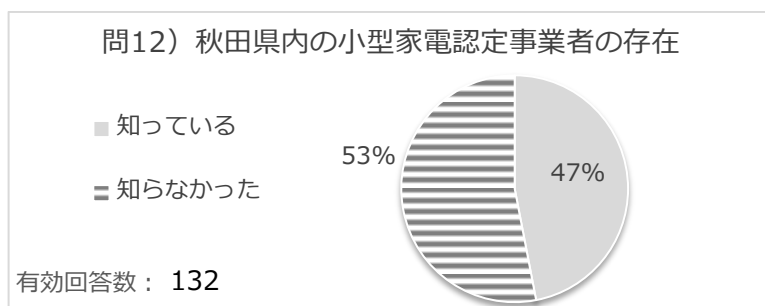
(12) 秋田県内の小型家電認定事業者の存在

問 1 2 小型家電リサイクル法のもと環境省及び経済産業省より認定された事業者（小型家電認定事業者）が、秋田県にも存在するのをご存知でしたか（例：大館市・（株）エコリサイクル）。以下の該当する選択肢番号について○印（1 つ）をご記入ください。

秋田県内に認定事業者が存在することの認知度については、「知っている」と「知らない」がほぼ同程度であった。今後、事業所から排出される小型家電の小型家電リサイクル法の利用を促す際には、手続きなどとあわせて、県内で受け入れられる認定事業者の具体的な情報の紹介を含めて情報提供が有効であると考えられる。

有効回答数 132 :

県内認定事業者の存在		回答数
1	知っている	62
2	知らなかった	70
無回答		4



(13) これまで及び今後の小型家電リサイクル法への対応

問 1 3 上記の参考情報等を踏まえて、貴事業所として、小型家電リサイクル法への対応（これまで及び今後）について、以下の該当する選択肢番号について○印（1つ）をご記入ください。

小型家電リサイクル法への対応（これまで、今後）についての意向を確認したところすでに活用している場合には、すべて「今後も活用」という回答であった。現在活用していない場合においては、「活用を検討したい」が 79 件と、「活用する予定はない」の 18 件に対して多く、今後の推進の可能性をうかがうことができる。

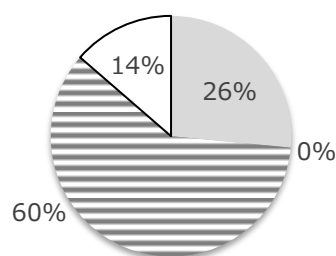
有効回答数： 132

小型家電リサイクル法への対応		回答数
1	既に活用しており、今後も継続予定	35
2	活用しているが（いたが）、今後は活用しない予定	0
3	活用していないが、活用の検討をしたい	79
4	活用しておらず、今後も活用する予定はない	18
無回答		4

問13) これまで及び今後の小型家電リサイクル法への対応

- 1 既に活用しており、今後も継続予定
- ▨ 3 活用していないが、活用の検討をしたい
- 4 活用しておらず、今後も活用する予定はない

有効回答数： 132



(14) 小型家電リサイクル法の活用検討のための必要条件

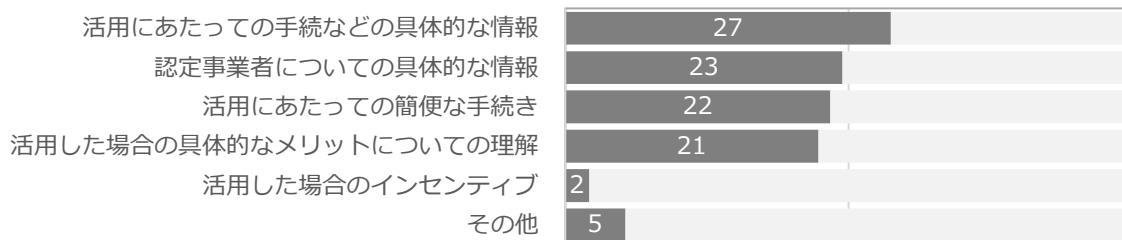
問 1 4 小型家電リサイクル法の活用を検討するためには、どのような条件が必要でしょうか。以下の該当する選択肢番号について○印（複数回答可）をご記入ください。その他の場合、かつこ内に必要と思われる条件の内容をご記入ください。

小型家電リサイクル法を活用するための条件については、複数回答であるため以下の 1 から 4 まで同程度の回答となっている。共通して考えられるのは、事業者にとってどのように活用できるのかなどの情報を提供していくのが、事業所を対象とした小型家電リサイクル法の推進のためのステップと考えられる。

有効回答数：47

選定理由		回答数
1	活用にあたっての手續などの具体的な情報	27
2	認定事業者についての具体的な情報	23
3	活用にあたっての簡便な手続き	22
4	活用した場合の具体的なメリットについての理解	21
5	活用した場合のインセンティブ	2
6	その他	5

問14) 小型家電リサイクル法の活用検討のための必要条件



有効回答数：47

3.2 ヒアリング調査

3.2.1 調査方法

アンケート調査では小型家電の内容、排出状況等の具体的な把握が難しく、かつ設問の主旨を正確に理解されないケースもあるため、アンケート調査の詳細な内容の把握、状況確認のためにヒアリング調査を実施した。回答を得た事業所の幾つかを抽出し、ヒアリング調査の打診を行い、受入れ可能であった事業所を実際に訪問し、担当者との面談の他、可能な場合は小型家電等の廃棄物の保管状況等の現地確認を行った。対象事業所を抽出するにあたって考慮したポイントを以下に示す。

- 事業所の規模（従業員、売上高等）が大きい事業所
- 事業系小型家電等の発生量等が多い事業所
- 自由意見・コメント等で、特徴がある、あるいは内容詳細確認が必要な事業所

本調査受託者であるイー・アンド・イー ソリューションズ(株)の社員が2019年11月27日から12月5日の期間に各事業所を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

3.2.2 調査対象

ヒアリング調査については、合計20事業所を対象として実施した。各業種区分をカバーするように候補先を抽出したが、日程の都合等があわず、ヒアリング調査の実施ができなかった業種区分も存在する。以下の表にヒアリング調査を実施した事業所数について業種区分ごとに示す。

表 3-2 ヒアリング調査実施対象

区分	事業所数
宿泊	1
学校	3
医療	5
物品賃貸	1
情報サービス	0
情報通信機器等製造	5
オフィス	0
百貨店	1
スーパー	3
マスコミ	0
ホームセンター	1
合計	20

3.2.3 ヒアリング調査結果（概要）

ヒアリング調査の結果（概要）について以下に示す。

（１）県内事業所から排出される小型家電の状況

- パソコン等はリース品の場合、リース会社に返却。購入品の場合は売却、あるいは産廃とあわせて処理。
- 企業情報等のデータ消去は、本部等の指示により、業者にデータ消去の上、破壊証明を求めるケース、社員等のユーザー単位での消去を促す程度と、事業所により対応は様々。
- 病院、ホテル等はビル管理会社に他の廃棄物とあわせて回収、処理（再委託含め）を任せているケースがある。

【排出、回収、引渡しの流れ】

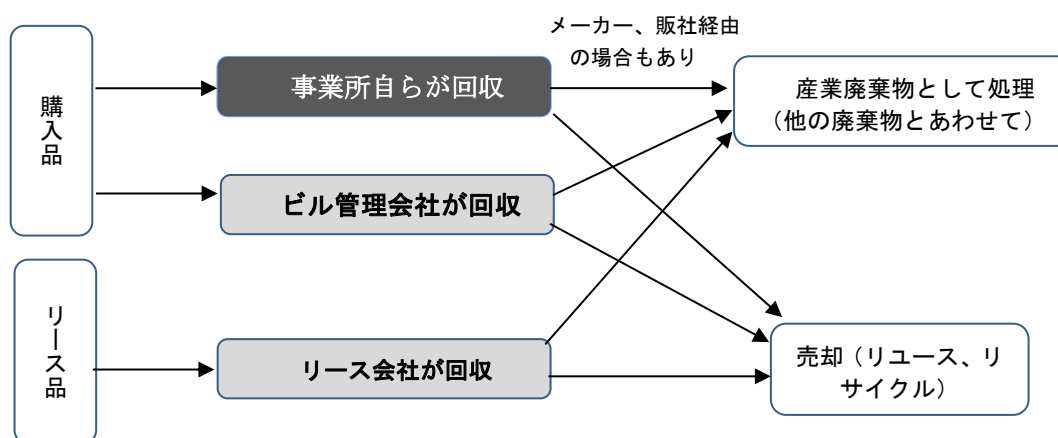


図 3-1 事業系小型家電の排出・回収・引渡しの流れ（ヒアリング結果に基づく）

① 購入品の場合

購入品の場合は、事業所は廃棄物処理法に基づき、排出事業者として産業廃棄物の処理を行わなければならない。あるいは有価物として売却することもできる。有価物売却の場合は、「売却代金と運搬費を相殺しても、排出側に収入が有るか否か」というものが、適正な対応か否かの判断の大きな目安となる。

なお、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機であって、家庭用として製造・販売されている機器が対象とされているので、事業所で使われている場合でも、家庭用の機器であれば、（小型家電リサイクル法ではなく）家電リサイクル法の対象となる。なお、業務用機器等は家電リサイクル法、小型家電リサイクル法のいずれの対象とならないため、廃棄物処理法に基づく対応が求められる。

② リース品の場合

廃棄物処理法に基づき、リース物件の廃棄はリース会社が排出事業者となり、マニフェストシステムにより適正に処理することが義務付けられている。このためリース利用した事業所は、リース物件廃棄の委託・（リース会社からの）受託を行うことができない。

③ ビル管理会社

民法上は、代理人による契約締結は一般的に行われているが、産業廃棄物処理の委託契約については、廃棄物処理法で定められた排出事業者責任が、安易に他者に転嫁されることのないようにするため、すべての場合に代理人による契約締結が認められるわけではない。具体的には、テナントビル、ショッピングモール、商店街など複数の事業者が一定のエリアにおいて事業活動を行っている場合等廃棄物の排出管理が共同で行われている場合、契約締結に関する権限をビル管理会社等に委任する委任状を個々のテナント等がビル管理会社等に交付するのであれば、ビル管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能である。ただし、この場合でも、個々のテナント等は、その排出事業者責任をビル管理会社等に転嫁しうるものではない。但し、マニフェスト交付の事務は、個々の排出事業者の依頼を受けて、廃棄物集積場所を提供している管理者等が行なうことが認められている。

（出典）http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/faq_5.html

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/resource/faq_02.html

（２）引渡し先の状況、特徴

アンケート調査及びヒアリング調査を通じて、小型家電リサイクル法の認定事業所以外での引渡し先として以下のとおり区分された。

- ① 産廃処理系：産廃の収集運搬、処理、処分等の許可を有する業者
- ② ビル管理系：ビル・建物の維持管理、衛生管理、清掃、廃棄物管理等を行う業者
- ③ システム管理系：IT システムの導入、保守、使用済 IT 機器の処分等を行う業者
- ④ リース系：パソコン等のリースを行っている業者

ヒアリング調査では、リース系を除く、引渡し先の情報が得られたため、小型家電等に関連する情報を以下に示す。

表 3-3 秋田県内の引渡し先の概要、小型家電関連の取組み
(赤字：小型家電の取扱いに関する事項)

区分	ID	事業内容(HPより)(小型家電処理(赤字)以外のサービスを含む)	小型家電の取扱情報(HP 等より)
産廃処理系	A	【事業内容】 ・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業 ・特別産業廃棄物収集運搬業 ・一般廃棄物収集運搬業及び中間処理業 ・廃棄物再生事業者登録 ・再生資源回収事業者認定 【主な取扱い品】 ・製鋼原料 ・非鉄金属屑 ・プラスチック類	取扱品目の一つ(スクラップ)として、小型家電(電気ストーブ等)が記載されている。
	B	・産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物処分業	—
	C	・一般廃棄物運搬業務 ・産業廃棄物収集運搬 ・秋田市一般家庭ごみ収集委託業務 ・特別管理産業廃棄物収集運搬 ・古紙、ダンボール回収 ・機密・不要文書出張裁断 ・汚泥収集運搬・中間処理事業 ・産業廃棄物中間処理 ・資源化物リサイクル事業 ・発泡スチロール(リサイクル事業) ・RPF 事業 RPF 事業 ・オイルエレメントリサイクル事業 ・清掃作業 ・ごみ袋販売 ごみ容器販売・貸し出し	オフィスから回収できる小型家電として以下(抜粋)を示している。 →パソコン、パソコンモニター、コピー機、FAX機、電話機、プリンタ、テレビ、冷蔵庫、オーディオ、照明器具
	D	・輸配送事業 ・倉庫業 ・通関業 ・流通加工業 ・リサイクル物流事業(産業廃棄物収集運搬業)(フードリサイクル、発泡スチロールリサイクル、機密書類リサイクル 梱包資材リサイクル、出張裁断 エコフード コンポスト、フードリサイクルコーディネーター、パソコンデータ消去、パソコン引取サービス)	以下のサービスを記載している。 ・パソコンのデータ消去サービス(消去証明書を発行) ・不要パソコンの下取りサービス
	E	・一般廃棄物処理業 ・産業廃棄物処理業 ・ごみ処理(一般廃棄物) (一般廃棄物、医療用廃棄物、産業廃棄物、不用家電、粗大ゴミ、古タイヤ)	—
	F	・産業廃棄物収集運搬 ・産業廃棄物中間処理 ・産業廃棄物最終処分 ・特別管理産業廃棄物収集運搬 ・特別管理産業廃棄物最終処分(廃石綿) ・再資源化製品製造・出荷	—

産廃 処理 系	G	・一般廃棄物収集運搬業 ・一般廃棄物処理業 ・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処理業 ・ごみ処理(一般廃棄物) ・ごみ処理(産業廃棄物)	—
ビル 管理 系	I	・設備管理 ・清掃管理(日常清掃、定期清掃、特別清掃、病院清掃) ・環境衛生管理 ・廃棄物管理(一般廃棄物収集運搬 産業廃棄物収集運搬 特別管理産業廃棄物収集運搬 一般家庭粗大ゴミ収集運搬) ・警備保守管理 ・サービス管理	・廃棄物管理サービスのページにて、冷蔵庫、テレビ、電気ストーブ等の写真を掲載。
	J	・環境衛生管理業務 《清掃管理業務》 - 建築物内外清掃管理業務、ハウスクリーニング、客室メンテナンス 《衛生管理業務》 - 空気環境管理、給水管理、排水管理、害虫防除、廃棄物処理業務 ・設備管理業務 ・建物・設備保全業務 ・警備・防災業務	—
	K	・清掃管理業務 ・設備管理業務 ・衛生管理業務 ・保安警備業務 ・塵芥運搬処理業務(ゴミの収集・搬出業務、産業廃棄物の搬出業務) ・管理サービス業務 他	—
シス テム 管理 系	L	○機器調達 ○設定・構築 ○運用・保守 ○適正処分 ・パソコン引取・回収 ・モバイル引取・回収 ・データ消去サービス(上書き消去、物理破壊、磁気消去) ・オンサイトデータ消去 ・データ消去証明書 ・リユース、リサイクル ・MAR プログラム	・データ消去証明書発行サービスを記載(証明書も発行)。 ・消去方法: 上書き消去、物理破壊、磁気消去
	M	・バックオフィス業務を行うシェアードサービス ・IT サービス	—

表 3 4 秋田県内の引渡し先の概要、小型家電関連の取組み

①産廃処理系

A 社から G 社までの 7 社のうち、6 社が秋田県内の業者である。小型家電に相当する使用済機器の取扱いについては、各社ホームページのうち、3 社で該当品目の例示、あるいはサービスの内容を示している。また、1 社については、パソコンの引取りサービス、パソコンのデータ消去サービスの記載があり、データ消去については、消去証明書の発行についても紹介している。

②ビル管理系

ヒアリング調査において、事業所からの廃棄物を取り扱う業者として、3 社挙げられた。これにはテナントとして入っている事業所のほか、大型の建物全体の管理をしている事業所も含まれている。これらのビル管理系の業者のホームページでは、事業内容（サービス）として、建物の清掃管理業務、設備管理業務、衛生管理業務、保安警備業務まで多様である。

ヒアリング調査においても、日常の清掃、廃棄物管理の業務の中で、発生する使用済小型家電、粗大ごみについてもまとめて任せて対応でき、事業所の担当者にとっての負荷が抑えられているというメリットを感じている模様であった。

大規模な施設（テナントビル）をサービスの対象としていることから、県内において多くの事業所の廃棄物管理を担っており、さらに廃棄物の処理方法・引渡し先の決定にも影響を及ぼすことが推察されるため、これらビル管理系の業者に対して、小型家電リサイクル法の活用を促すことによる効果は期待できる。

これらの秋田県内のビル管理系の業者の多くは（社）秋田県ビルメンテナンス協会に所属していると思われる。秋田県ビルメンテナンス協会の正会員企業を以下に示す。

表 3-4 （社）秋田県ビルメンテナンス協会 正会員企業

(社福)秋田県母子寡婦福祉連合会 雇用促進対策事業部	太平ビルサービス(株)秋田支店
(企)秋田中高年雇用福祉事業団	大洋ビル管理(株)
(株)秋田東北ダイケン	(株)タクト
(株)アテック	東北ビル管財(株)
石井ビル管理(株)秋田営業所	(株)東北ビルカンリ・システムズ
(株)エイビック	(株)東北ビルサービスセンター
(株)オーエンス秋田支店	東洋建物管理(株)秋田営業所
キョウワプロテック(株)秋田事業所	(株)トップス
厚生ビル管理(株)	日本ビューホテル事業(株)秋田営業所
(株)サンアメニティ東北	(株)友愛サービス
J R 秋田鉄道サービス(株)	(有)湯沢総合ビルサービス
商栄(株)	(有)横手清掃興業
(株)ジョンソン設備管理	

(出典) <http://www.akita-bma.com/member.html>

排出事業者との契約等の実態面は本調査では不明な点も多いが、比較的大規模な建物からの廃棄物管理を担うことから、このようなビル管理会社への個別の情報提供も有用であるが、（社）秋田県ビルメンテナンス協会に働きかけを行い、小型家電リサイクル法の目的、意義、活用の方法などの情報を提供することにより、県内の業界を通じた効果的な展開も期待できる。

③システム管理系

ヒアリング調査でシステム管理系の業者が使用済小型家電（主にパソコン）の引取りを行っているのは 2 社挙げられており、内 1 社は所属する企業グループに属するシステムの専門業者である。これらの業者は、IT システムの導入、保守などのサービスの他、使用済 IT 機器の処分等を行う場合もあり、処分等についてはそれぞれの業者が選定した処理業者等を活用していると想定される。このためこのようなシステム管理全体に関与する業者と小型家電リサイクル法の認定事業者との連携などで、データ管理と適正な資源化の推進を補完しあえるものと考えられる。

システム管理系が行うパソコンのライフサイクルサービスのイメージを以下の図に示す。

<PCライフサイクルサービスイメージ>

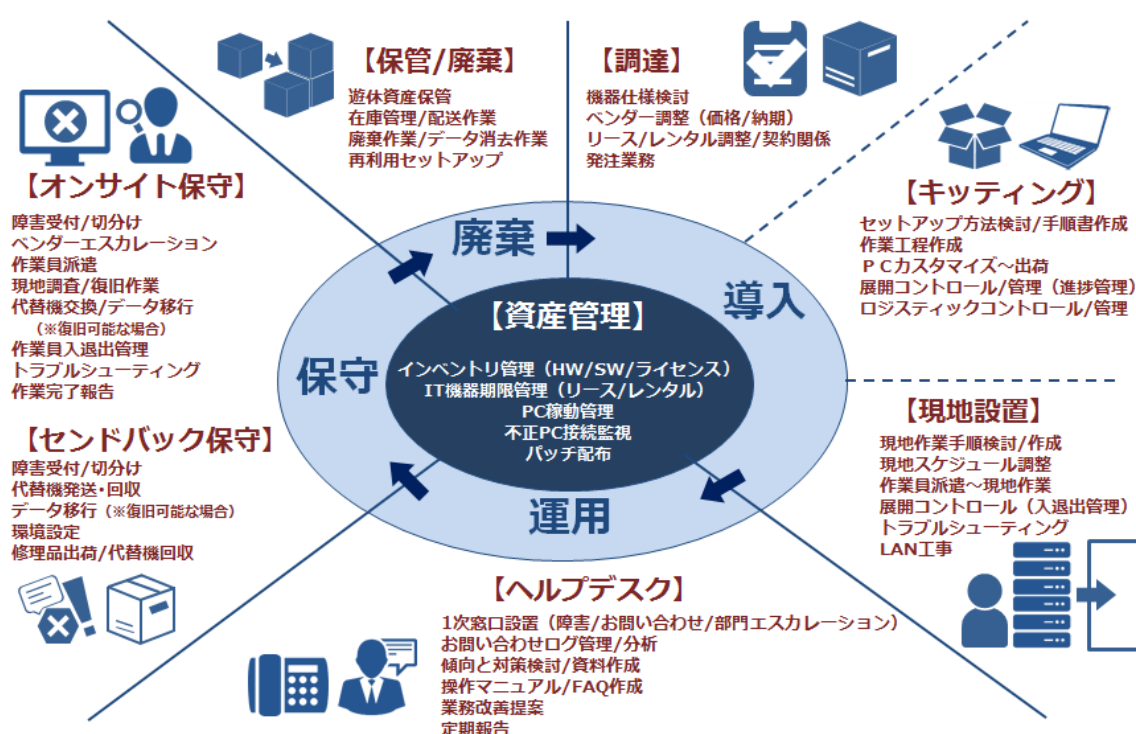


図 3-2 システム管理系業者のサービス事例

（出典） https://www.nsw.co.jp/solution/detail.html/?ssid=unyou_lifecycle

④リース系

少し古いデータ（2008 年度）であるが、以下の図のとおり事業系パソコンの 6 割がリース・レンタル品である。リース会社としては、リユース、リサイクルを行い収益を確保することが優先されるが、情報管理と適正処理の受け皿は必須であり、上記のシステム管理系と同様に認定事業者との連携を期待する。

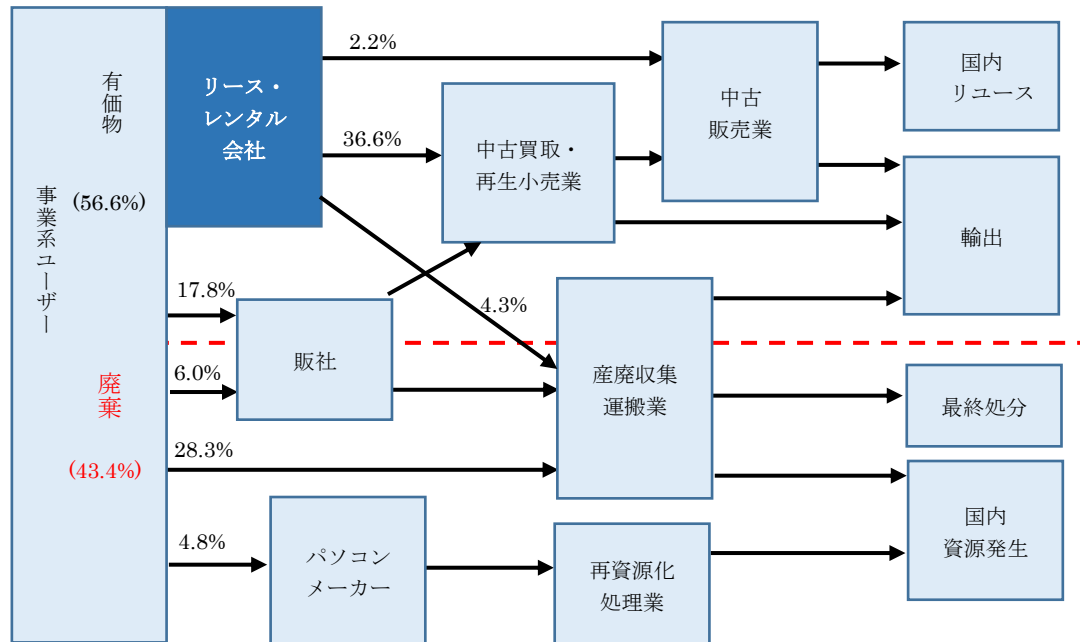


図 3-3 リース系業者への流れ

（出典）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 4 回）

（3）情報管理の対応

ヒアリング調査では、パソコン等に保存されている企業情報等の取扱いについては、以下のよう回答事業所により方針、対応にばらつきがみられた。

- ①上位組織（本部等）の指示（方針）により、引渡し先にデータの消去と消去証明を受領している。
- ②事業所自身で、物理破壊などを実施している。
- ② 職員によりデータ消去をしている。

また、ヒアリング調査においては、小型家電リサイクル法の認定事業者が要件として「個人情報漏えい防止のために講ずる措置」を求められ、対応を講じていることについての認識は十分なものではなかった。現状の情報管理のレベルは様々であるものの、情報漏洩等の問題事例の発生等に伴い、リスクの認知度が高まることが想定される。小型家電リサイクル法の活用のメリットとして、情報管理対策があり、適切な措置を講じていることを事業者へ情報を提供することは重要である。

3.2.4 ヒアリング調査結果（個別）

ヒアリング調査結果（個別）について、以下に示す。

宿泊 A

- 社員のオフィス利用のパソコンは購入ベースであり、更新時に廃棄する。
- 客室から排出される小型家電を含む廃棄物はビル管理会社が回収し、下請けの処理業者に処理を委託する。
- 予めリサイクルルート（業者）の情報があれば、小型家電リサイクル法を活用する余地はあり、既存の業者との使い分けもあり得る。
- ただし、リサイクルルートを事業所が独自に探すことは困難である。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	・ パソコンは購入品で定期的な更新時期に廃棄する。 ・ 複合機はリース品。 ・ オフィスでは PHS 約 50 台を廃棄し、携帯電話に切り替えた。 ・ 使用済機器は他の産廃とともに倉庫に保管して、年 2 回ほど廃棄している。 ・ 客室設備は定期更新でなく、不具合がでればその都度交換・廃棄。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 廃棄についてはホテルの清掃等の管理を委託しているビル管理会社が対応。 ・ 実際の処理はその下請けの産廃処理業者が実施している。
「問 4 引渡し先選定理由」 関連	・ 引渡し先は従来からの取引先であり、問題もなく変更する必要はない（変更するとしても探すのが大変）。
「問 5 引渡し先に対する要望」 関連	・ 処理のトレーサビリティの確保を重視する。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」 関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」 関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」 関連	・ データは使用済のパソコン等を引き渡す前に消去している。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	・ —
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	—
「問 13 小型家電リサイク	・ ホテル側で備品の廃棄時に個別に有価売却することは手間であ

ル法への対応」関連	り、リサイクルは委託先で実施してほしい。 ・ 現在はビル管理会社1社に出しているが、あらかじめリサイクルルートの情報があれば、個別に分別して人に鄭事業者に排出することは可能。保管場所の整理にもなる。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

医療 A

- 現状、パソコン等は他の産業廃棄物とあわせて県内の産廃処理業者に出している。
- 引渡し先の選定に関して、処理時の売却益は優先しないので、収支がプラスマイナスゼロであれば、認定事業者等の専門業者等に切り替える余地はある。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	小型家電に該当するものとしては、主にパソコンとその他、病院関連で使用する機器がある。 1. パソコン ・ 職員利用のパソコンのほか、電子カルテ端末のパソコンなど、パソコン関係で 200 台はある。 ・ パソコンは（リースではなく）購入ベースで、来年度に電子カルテを導入予定であり、50 台程度を入れ替える予定。 2. その他 ・ 病室のテレビはテレビカードの会社が設置、管理しており、病院では処理していない。 ・ 院内連絡用の PHS も一部従業員が利用しており、壊れた際に廃棄。 ・ 電子体温計は消耗品としての扱いで、廃棄時には、医療系不燃ごみとして出している。 ・ 大型の医療器具は基本、入替時にサプライヤーが引き取る
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ パソコンはこれまで年 10 台程度廃棄している。 ・ パソコン、その他小型家電に類するものは、その他産廃（ベッド、乾電池等）とあわせて産廃処理業者に出している。 ・ 産廃処理業者には年 1、2 回引渡ししている。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 産廃処理業者は従来から継続して利用している。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	・ 引渡しに関して、売却益までは期待しない。 ・ パソコンについては収支がプラスマイナスゼロで処理できればと考えており、専門の処理会社があれば利用することも考えられる。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ リチウムイオン電池の廃棄時の取扱いについて、特に業者からの指示はない。
「問 8 使用済み小型家電を引渡し際の情報の取扱い」関連	・ パソコンが壊れていなければデータ消去をユーザー（職員）側で行うこともあるが、故障機器については、データ消去等をできず、廃棄しているケースもある。

「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	ー
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	ー
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	ー
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	・ 認定事業者が県内（大館市）に存在するのは知らなかった。
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ パソコンについては、引渡し時に収支がプラスマイナスで処理できるのであれば、認定事業者の活用も検討しうる。 ・ 来年度のパソコン更新の際に産廃処理業者以外にも見積もり依頼することは考えられる。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	ー

医療 B

- ビル管理会社が施設から発生する廃棄物管理も担っている。
- 現状、引渡し先の廃棄物処理に関する監査は行っていないが、高額な機器等の横流しのリスクは懸念を有す。
- 事業所から排出される小型家電も小型家電リサイクル法の対象となることの認識はなく、法律の対象となる機器などの情報提供が必要。
- 小型家電リサイクル法の活用など、県の意向がある場合には、沿うことは可能。
- パソコン等の次回更新時に小型家電リサイクル法の活用の検討の意向あり。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	ー
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ パソコンについて、基本は購入、一部リースもあり。 ・ パソコンは情報端末のほか医療用（電子カルテ）端末もあり、台数は多い。昨年、保管していた使用済パソコン端末（100 台以上）を一斉に処分した。 2. その他小型家電 ・ 内線 PHS、デジカメ（多少）。モニター、プリンター、シュレッダーなど。 ・ コード類の排出量が多いが他の産廃と一緒に排出。 ・ 入院施設のテレビはリース品。 3. 医療機器 ・ 医療機器はすべて購入品。すべて産廃処理している。 ・ 有価購入したいという業者（関東）が営業に来る。今後、有価売却できるところに出す可能性もある。 ・ ビルトイン機器などは設置交換工事の際に取り外して処分してい

	た。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ ビル管理会社は当施設を常駐管理しており、廃棄物に関するサービスも受けている。 ・ ビル管理に関する細かいサービスにも対応し、産廃処分も対応。 ・ 使用済家電のみならず、車いすやベッドなども含めて対応している。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 産廃処理は、一般的な内容の処理委託契約の中で対応している。 ・ 排出先に対する監査は行っていない。 ・ マニフェスト以外にトレーサビリティを把握するすべがない。 ・ 高額の医療機器の横流しなどのリスクは今後考えていかなければならないとは認識している。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	—
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ ビル管理会社からリチウムイオン電池の機器からの取り外し等の対応依頼はない。 ・
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ 職員にパソコン内のデータ消去を依頼しているが、どの程度実施しているかは把握していない。 ・ 引き渡し時に機能破壊は業者をお願いしていない。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	・ 県内の認定事業者のエコリサイクルの名前は聞いたことがある。
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 県立機関として、県が小型家電リサイクル法を推奨するのであれば多少手間がかかったとしてもそちらに振りかえることは可能。 ・ 次回パソコンや PHS などの更新時期には小型家電リサイクル法の活用考えたい。 ・ 現状、産廃はすべてビル管理会社に処理してもらっているが、今後は認定事業者（エコリサイクル）含めて複数社に見積依頼するなど検討する。 ・ ただし、現状では、どのような機器が小型家電リサイクル法の対象となるのかは理解していない（特に医療用機器など）。 ・ 小型家電リサイクル法は、事業所からの小型家電が法対象だったとは理解していなかったもので、どのような機器が対象となるのか等の情報が定期的に入ってくるようになると有用である。 ・ 小型家電リサイクル法ではサイズが小さく一か所当たりの排出量が少ないものが対象と理解していた。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条	—

件」関連	
------	--

医療 C

- パソコンは大半がリース品であり、廃棄時はリース会社に返却。
- その他、小型家電に該当するものの発生量は多くなく、他の廃棄物とあわせて、産廃処理業者に委託。
- 小型家電リサイクル法の活用にあたって、量がそれほど多くなく、かつ分別保管する場所がないという課題がある。
- また、既存の産廃処理業者以外に新たに契約書を行うには、手続きの手間のほか、そもそも契約を行うにあたってのメリットがないと進まない。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	－
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	1. パソコン ● パソコンは大半がリースでリース会社に返却。 2. その他小型家電 ● 小型家電に該当するのはデジカメなどであるが、廃棄はそれほどではない。 ● 病室のテレビ等の一式はリースであり、同様にリース会社に引き取られる。 3. 家電 ● テレビ、洗濯機も発生する。家電リサイクル法のもとで処理している。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	2. その他小型家電 ● 他の産廃とあわせて産廃処理業者に委託（年 1 回）。 ● 9 月末に引渡したところで、使用済機器の保管はない。 ● 保管場所が狭く、常時保管場所に搬入するのではなく、引き渡し時に各所より不要品をもってきてもらう方法をとっている。 ● 家電リサイクル品は、産廃処理業者に委託。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	－
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	－
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	－
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	－
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	● リース品はユーザーでデータ消去を行っている。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	－
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対	－

応」関連	
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 新しい委託先に契約するのは手間がかかるので、変更のメリット（費用面含め）があるのかが重要。 ・ 特に廃棄する際に小型家電等の機器の個数をカウントするなどの手間がかかるのは避けたい。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

医療 D

- リース品も多いが、職員用のパソコンは購入品である。
- 小型家電リサイクル法の活用の可能性はあるが、契約の決裁権は当施設の本部にあり、本部の意向確認は必要。
- 廃棄物の保管場所が狭く、（小型家電リサイクル法を活用する場合においては）こまめな集荷を希望。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	1. パソコン ・ 職員用のパソコンは（リース品ではなく）購入品であり、老朽化、故障等の都度廃棄している。 ・ 使用台数は 100 台くらいで、排出量は年間数台程度である。 ・ 電子カルテ用のパソコンはリース。 2. その他小型家電 ・ コピー機・プリンター（購入・リース）。故障品はリース会社に返却。全体で 30～50 台ほど使用している。 ・ その他、電話機（リース品）、携帯電話（購入・リース）。リース品はリース会社に戻す。 ・ 医療機器もほとんどリース。廃棄時は処理業者に委託。 ・ 大手のリース会社はを活用。
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	—
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ 産業廃棄物処理業者と契約。複数社ですべて県内。最終工程は県外もある。 ・ 産廃処理費は毎年同レベルであり予算化している。 ・ 排出頻度は都度で 3 回／年くらい。保管するための倉庫がない。 ・ 委託先業者の選定は当施設が独自に行うが、契約は本部が行う（決裁権が理事長（本部）にあるため）。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	—
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	—

「問 6 リチウムイオン電池のリスク」 関連	ー
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」 関連	・ 特に分別していない。
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」 関連	・ 本部からの指示でハードディスクドライブを物理破壊してから排出している。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	ー
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	ー
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	ー
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	ー
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ 小型家電リサイクル法活用の可能性があるが、本部の意向確認が必要。 ・ 保管場所が広くなく、こまめな集荷を希望。処理費は低く抑えたい。。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	ー

医療 E

- パソコンはシステムの保守を委託している会社がパソコンの廃棄を含めたシステム管理サービスを行っている。
- その他の小型家電に該当する機器は他の産業廃棄物とあわせて、産廃処理業者に委託。
- 小型家電について、小型家電リサイクル法活用の可能性はあるが、現状、活用検討にあつての情報がなく、情報提供を希望。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済み小型家電」 関連	ー
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ パソコンは基本的には個別に購入する（リース品もあり）。利用中のパソコンの総数 100 台以上。 ・ 今月、電子カルテのシステムを更新している。電子カルテ用パソコンと各部署のノートパソコンは管理部署が異なり、電子カルテ用パソコンはシステム部署が管轄している。 2. その他小型家電 ・ 病室のテレビなど生活家電も一括対象であり用度課の範囲外。プレイルームのテレビは用度課で扱う。 ・ 院内 PHS は職場の代表者と医師などに支給されており 100 台以内。すべて購入品。

	・ 廃棄品はパソコンとそれ以外を分けて保管後、それぞれ処理業者に処理委託している。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	1. パソコン ・ パソコンの廃棄はシステム部署が一括して実施。廃棄を委託している情報システム管理会社はパソコン関連の保守から廃棄までのサービスを手がけている。 2. その他小型家電 ・ その他の機器は産廃として、すべて産廃処理業者に委託。 ・ 引渡し頻度は年 2～3 回程度。前は溜まっていたのでトラック 3 台分排出した。 ・ 院内 PHS も別部署（施設課）が扱っており、産廃処理業者に引渡すことになっている。ただしあまり廃棄実績はない。 3. その他 ・ その他事業系一般廃棄物等はビル管理会社の清掃の際に、回収し、保管場所まで持ちこんでいる。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ システム管理会社の選定理由は知らないが、システムの保守などもしているのでは、その関係で利用していると考えられる。 ・ 処理費については年間で大きな変動はない。売却益を見込むものではなく、安定して業者に引き渡したいというのが第一。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	・ 産業廃棄物処理業者、システム管理会社ともに長く利用している。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ 病院内で特別に分別・保管していることはない。 ・ 産廃処理業者からリチウムイオン電池の取扱いについての指摘や依頼事項などはない。
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	—
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 今後、既存の取引先から小型家電リサイクル法関係に切り替えることは可能。 ・ 単純に情報をもっておらず検討の余地がないのが実情。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

学校 A

- 教育用、職員利用のパソコンは購入品である。

- パソコンは他の廃棄物とあわせて、処理している。
- データ消去にかかる大学の方針はないものの、機器の管理担当として破壊証明の必要性は認識。
- 現状、経理データ等、重要なものは、業者に引き渡す前に職員により物理破壊を実施。
- パソコンを含む使用済小型家電等の保管場所がなく、廃棄品以外の設備と同一スペースで保管。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	ー
「問2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	1. パソコン ・ パソコンはすべて購入品で使用中の台数は 500 台程度保有。デスクトップが多い。 ・ 老朽化、故障等の都度、交換・廃棄。定期的な更新（入替）でないため、廃棄台数は年間で数十台から 100 台程度どばらつきがある。 2. その他小型家電 ・ パソコン以外にプリンター等も発生する。 ・ 学生宿舎から発生するごみは一般廃棄物として収集されている。以前、学生寮にはテレビや冷蔵庫など大学側で設置しておらず、必要に応じて学生が持ち込んでいた。冷蔵庫の廃棄が多かったが、現在、冷蔵庫については学校側が負担して設置するようになった。 3. 共通 ・ 学校内に使用済機器等の保管倉庫がないので、大量には溜められない。
「問3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ パソコン（モニタ、プリンタ等）は産廃処理業者に売却、その他の機器は産廃処理業者に委託。 ・ 産廃処理業者には3年ほど前から取引している。 ・ 基本的に有価売却はしない。処理費をかけて産廃処分している。 ・ 産廃処理業者にてハードディスクドライブのデータ消去を有償で委託したケースもあったが、経理情報や個人情報など機密事項は学校側でハードディスクドライブを物理破壊してから渡している。 ・ 産廃処理業者が処理の過程でどこに排出しているかまでは把握していない。
「問4 引渡し先選定理由」関連	・ 以前は県外の業者に引渡していたが止められた。そのタイミングで産廃処理業者から営業提案があり切り替えた。
「問5 引渡し先に対する要望」関連	・ 個人情報などデータ消去の担保を望む。
「問6 リチウムイオン電池のリスク」関連	ー
「問7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ リチウムイオン電池は、別の業者に産廃処理している。
「問8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ 学校としてのデータ消去に関するポリシーはないが、担当レベルとしてデータ破壊に関する証明書に必要性は認識。

「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	ー
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	ー
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	ー
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	ー
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ 費用面の比較により、小型家電リサイクル法活用について検討の余地はある。 ・ 検討に際しては、輸送費低減の方策（他事業所との合積み等）の提案を期待。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	ー

学校 B (07)

- 学校本部の指示により、パソコンを廃棄する際には破壊証明の発行対応が可能な業者に委託する必要があり、該当する業者を選定し、継続的に利用している。
- 小型家電を含むその他産廃については、近隣の産廃処理業者に委託。近隣であるため集荷対応がスムーズで、問題なく対応。
- 小型家電リサイクル法の活用に関して、県から推奨等の通知があれば検討の余地はあるが、現状は想定してない。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	ー
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ 授業で使用するパソコンは約 80 台あり、すべてリース品であるが、所有権は学校にある。 ・ 授業用のパソコンの廃棄時は返却せず授業で再利用している。 ・ 教員用パソコンは購入品。 2. その他小型家電 ・ コピー機はリース品を使用。リースアップ時はメーカーに返却・交換。 ・ 学生寮を有し、そこから発生するテレビ、洗濯機等も発生しうる。 ・ 廃棄品は屋外のごみ捨て場（常時施設）に仮置きし、量が溜まると都度排出する（年 2 回程度）。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 教員用パソコンはすべて産廃処理業者に有価売却し、別途、データ消去処理料を支払っている。 ・ 前年度末から現在までに 10 台程度排出。 ・ 2020 年に Windows7 サービス終了に伴いパソコンの入れ替えが予定されている。

	・ デジカメなど民生品、蛍光管、がれき類、テレビ（寮）や洗濯機などはオークスに産廃処理委託（随意契約）。 ・ 引渡し頻度・量は年間2回程度、1トン前後／回。 ・ 廃液や試薬品等は別の業者に産廃処理委託。
「問4 引渡し先選定理由」関連	・ 学校本部の指導のもとパソコンは廃棄証明を出してくれる業者に委託が必要。 ・ 2、3年前に、前任の職員が数年前に県内業者を調べ、産廃処理業者を選定した。 ・ 現在も産廃処理業者とは排出の都度スポット契約している。 ・ その他産廃は産廃処理業者に委託処理している。学校から近く長年取引しており信頼している。 ・ 現行の取引先は特段の問題なく、今後も継続する予定。
「問5 引渡し先に対する要望」関連	・ パソコンについては、個人情報の適正管理・処理を希望する。
「問6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ 産廃処理業者から取り外し等の指示はない。
「問8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ パソコンはすべて産廃処理業者でデータ消去を委託。
「問9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 秋田県から小型家電リサイクル法を推奨する旨の通知がくれば学校として検討の余地はある。ただし、現状においては活用を意識していない。
「問14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

学校 C

- 職員用、生徒用に使用するパソコンは県が調達し、リース会社に返却するため、学校としては管理を行っていない。
- 発生する廃棄物のうち、小型家電に該当する品目も少ない。
- 学校として廃棄を行う小型家電の量が少なく、小型家電リサイクル法を活用できるのかは判断が難しい。

関連するアンケートの	ヒアリング時の確認事項等
------------	--------------

設問	
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	－
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	・ パソコンは秋田県が調達、予算管理しており、本校は利用のみで廃棄は関与していない。 ・ パソコン 100 台程度を使用している。 ・ その他、小型家電はほとんど発生していない。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ パソコンはリース会社引取り ・ 産廃は産廃処理業者に委託している。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 取引している産廃処理業者は継続的に利用。特段問題ないため。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	・ 廃棄費用は予算がとれており、問題はない。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	－
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	－
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	－
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	－
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	－
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	－
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	－
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 発生量が少ないので、対応できるのかは分からない。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	－

情報通信機器等製造 A

- パソコン等の小型家電を排出する際は他の廃棄物とあわせて産業廃棄物処理業者に委託。
- 小型家電リサイクル法の活用について、通常業務に支障（手間がかからない）ことが条件
- 保管場所はスペースがあり問題ない。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	－
「問 2 事業活動から排出さ	・ サーバー（少ない）、デスクトップ・ノートパソコン（150 台）は

れる事業系小型家電」関連	購入品が多い。リース品もある。 ・ PHS は壊れるタイミングで一斉交換していた。約 70 台。購入品。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ 産廃処理または有価売却（ほぼ無価）として廃棄物処理業者に出している。 ・ 金属類やパソコンなどすべて同一の産廃処理業者に引き渡している。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 従来の取引先を継続利用している。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	—
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ 個人情報管理は当然のこととして要求している。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 小型家電リサイクル活用について、県からの推奨があれば、環境にプラスになることもあり、検討の余地はある。 ・ ただし、通常業務に影響が出ないように、手間がかからないことが必要。 ・ 保管場所は余裕があるため、引取りは半年に 1 回でも対応は可能。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

情報通信機器等製造 B

- パソコンはすべてリース品であり、小型家電相当の廃棄物はあまり発生していない。
- 発生した場合においても、他の廃棄物処理を委託している業者に依頼している。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	・ パソコンはすべてリース品であり、100 台程度を利用している。 ・ Windows 7 のサポート終了に伴い切り替え中。すべてリース会社に返却する。 ・ 小型プリンターは購入品だが大型のものはすべてリース（約 10

	台)。使用後はリース会社に返却。 ・ 会社の PHS は数台あるが、初期の古いもので再利用品。 ・ デジカメなどは各部門で購入しているが廃棄はまだない。 ・ 蛍光管は数年前にすべて LED に変えた。その際は 500～600 本くらい変えた。顕微鏡など小型のものが少し残っている。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ 小型家電に相当するものは廃棄物としてはほとんど出てこない。ビデオカメラなども廃棄実績がない。電気ストーブ等も発生するが、頻度は少ない。 ・ 他の産廃も含めて、すべて産廃処理業者に引渡している。 ・ 廃プラは週 1 回くらい排出されが、その他の産廃は年 1 回程度である。 ・ 蛍光管は県内の業者を経由して長野県内の業者が処理している。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 産廃処理業者は長年取引しており、評判もよく信頼できる会社。 ・ 廃プラの回収に合わせて少量の小型家電も引渡している。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	—
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	・ リチウムイオン電池の分別などはしていない。
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ パソコンの廃棄時にデータ消去の証明は受けていない。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	—
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

情報通信機器等製造 C

- 小型家電相当として、パソコン、周辺機器が発生するが、他の産廃（プラ）に比べると微量。
- 産廃は地元の業者を、特段の問題もないため従来から利用している。
- 本社からは優良業者の利用を指示されているが、近隣での選択肢は少ない。
- 小型家電リサイクル法の活用について、義務化ではなく、努力義務レベルでは取り組むのは難しい。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	・ リサイクルとして引き渡すもの：LCD、ノートパソコン、周辺機器。 ・ 産廃として廃棄物もの：掃除機、ブラウン管モニターなど。 ・ 社内パソコンは Windows 7 のサポート終了にともない本社側から送られてきており、交換・設定の作業をしている。70 台程度。LCD は有価売却だがパソコン本体の廃棄方法は決めかねている。 ・ 携帯電話は管理職以上や営業担当者には支給している。約 100 台、老朽化、故障の都度、キャリアに交換している。 ・ プリンター・複合機はリース品。リースアップ品は返却・交換。 ・ 電卓など事務用品は都度購入。故障品は産廃。工場で使う工具類も廃棄時は産廃で処分。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 産廃：県内の産廃処理業者（複数）と取引をしている。 ・ 有価売却：9 割以上は廃プラの売却（ほとんどは不良品）。小型家電は微量であり、「金属くず」として少量は産廃処理業者にも売却している（産廃と一緒に取引）。 ・ 産廃処理業者への引き渡し頻度はコンテナが一杯になる都度、排出している。
「問 4 引渡し先選定理由」 関連	・ 産廃処理業者は同じ工業団地内の会社であり、取引は長い。 ・ 他の地元の産廃処理業者とも最近取引をしている。
「問 5 引渡し先に対する要望」 関連	・ 取引先の業者について不具合や不都合なければ変える必要はなく、問題は発生していない。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」 関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」 関連	・ 蛍光灯は全量 LED に変えたが設備に含まれるものは残っている。今後それらも LED に変更予定。現在もストック中で、今後産廃処理業者に排出予定。 ・ 会社用携帯電話は電池も含めて本社（横浜）に返却している。
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」 関連	・ 自社でデータ消去（初期化）後、委託先に引渡している。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	・ 小型家電リサイクル法が事業所に対して、具体的にどこまでの範囲が法の対象品なのかがよく分からない。
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	・ 5 年以上前、家電リサイクルの工場視察として、エコリサイクルを訪問している。
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ コンプライアンス遵守は本社側からの至上命題であり、自社で決められることは少ない。

	小型家電リサイクル法は義務であれば当然やることになるが、努力義務であれば前向きの検討は難しい。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

情報通信機器等製造 D

- 小型家電に相当する廃棄物の発生は少なく、小型家電リサイクル法の活用のために手間をかけることはないと考えている。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	- 小型家電としては、業務用パソコン（リースでない）、社内 PHS、蛍光灯など照明器具を利用している。 - パソコンと PHS は故障の都度、都度入れ替えている。小型家電相当の発生量は少ない（年間数台程度）。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	2019 年に、パソコン、蛍光管の他、宿舎からでる機器も合わせて処理した。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	継続的に利用している。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	—
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	データ消去のためのパソコンの機能破壊等はしていない。実施の必要性は認識しており。今後検討したい。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	認定事業者がどこにあるか把握してなかった。有用な情報が見つけられなかった。
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	発生量が少ないの、手間をかけて認定事業者に出す必要性までは認識していなかった。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

情報通信機器等製造 E

- 小型家電相当の廃棄物については、すでに県内の認定事業者（エコリサイクル）を利用しているが、通常の産廃ルートとしての委託である。
- 小型家電リサイクルルートに変更することも可能。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	—
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	・ 事務所からの排出分：パソコン（リース品）、プリンター（リース品）、携帯電話（リース品）など。 ・ 製造現場からの排出分：刃物類、工具類などは多くない。 ・ 製造ラインのパソコンは老朽化や、故障が原因で月 1 台程度発生 ・ 直近では Windows 7 のサポート終了に合わせた廃棄が多い。 ・ パソコンやプリンター、携帯電話など認定事業者（エコリサイクル）に毎月排出している（ただし、通常の産廃処理として）。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	・ パソコン・プリンター・携帯電話：認定事業者（エコリサイクル）とは 2017 年度からの取引している。その前に出していた処理業者は中国の輸入規制の影響で有価売却から逆有償になったため、付き合いのあった産廃処理業者から営業があり、認定事業者（エコリサイクル）に切り替えた。 ・ 処理の運賃を抑えられるため県内企業を優先している。その他市内の産廃処理業者を利用。 ・ アンケートに回答した数量は去年の実績。今年度はパソコンの排出が少ないため昨年より少ない。 ・ スクラップ用の保管倉庫があり、各部署から倉庫内のドラム缶に排出している。毎週、業者に引渡している。 ・ 不要なケーブルは切断して、廃棄物処理業者へ売却している。金額はほぼ固定。 ・ その他、県外の産廃処理業者をサーマルリサイクルのため利用している。廃プラ問題が起きる以前からの取引。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	・ 引渡し先との取引期間は長く、柔軟な対応をしている。
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	・ 転売をしないよう、情報漏えいの管理の徹底を求めている。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	・ 社員にはリチウムイオン電池の廃棄時に絶縁するよう周知している。
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ 自社の情報管理部門で物理破壊してから排出する。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—

「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	－
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	－
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ すでに県内の認定事業者（エコリサイクル）とは商取引をしている（産廃処理委託契約）。 ・ パソコンなどを産廃として排出しているが、小型家電リサイクルルートとして引渡しができるのであれば、前向きに検討したい。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	－

百貨店 A

● オフィスで使用するパソコンはリース品であり、その他小型家電に相当する廃棄物のオフィスからの発生も少ない。 ● 管理するテナントが排出する廃棄物については、分別区分を設け、建物内の保管場所にテナントがそれぞれ持ち込む。 ● 小型家電に相当する品目（金属くず等）については、分別区分の対象外であり、それぞれのテナントが指定する廃棄物処理業者に個別に連絡し、収集を依頼する（保管場所は共有場所）。このため、テナントが排出する小型家電については、当事業所では関与していない（量等も把握していない）。 ● 系列の事業所でリチウムイオン電池に起因するトラブルがあり、グループ本部で取扱いの指針が出されている。リチウムイオン電池を商品の一部として取り扱い、使用済電池の回収の回収を行う場合には、リスク管理の計画の提示を求めている。 ● 県の推奨があれば小型家電リサイクル法の活用を検討の余地はある。産廃処理ルートはなるべく集約したいので、既存の処理体系にうまく組み込むことが課題。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」関連	－
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」関連	1. オフィス由来 ・ オフィスで使用するパソコン、コピー機はリースであり、不要となった際に引き取られるため、廃棄処理は行っていない。 ・ オフィスからの小型家電の排出はほとんどない。 2. テナント由来 1) 産廃（区分表対象、小型家電以外） ・ テナントが排出する廃棄物を管理している。生ごみ、紙ごみなどの区分表に基づき、テナントが専用の機械で計量、ラベリングしている。 2) 小型家電（区分表対象外） ・ 小型家電相当も発生するが、区分表の対象外。
「問 3 事業活動から排出さ	2. テナント由来

れる事業系小型家電の引渡し量と費用」関連	1) 産廃（区分表対象、小型家電以外） ・ 収集運搬を産廃処理業者に委託し、その業者が、それぞれ適切な処理業者に引渡ししている。 ・ プラ、金属系は県内の産廃処理業者に委託している。 ・ 契約形態としては、当事業所、テナント会社、産廃処理業者の3社契約のような形をとっている。 2) 小型家電（区分表対象外） ・ 小型家電に相当するものは、テナント会社が産廃処理業者に直接連絡し（直接契約）、他の廃棄物と同じ保管場所に持ち込み、引き渡ししているため、当事業所は手続き上、関与していないため、量も不明。 ・ 小型家電に相当するものも県内の産廃処理業者で処理されている。
「問4 引渡し先選定理由」関連	・ 同じ業者を継続的に活用。 ・ 本社のガイドラインに従って、業者を選定している。 ・ 現在も、最終処理先は、年に1回監査を行っている。
「問5 引渡し先に対する要望」関連	・ 業者に対しては、本社のガイドラインに即しているかで評価。 ・ 本社は廃棄物の削減などの目標（3から5年）を設定し、それに対応している。 ・ 廃プラについては、国内処理が難しくなり、処理費が上がる予定。当面は処理先を変えることはできないが、今後適切な候補があれば検討したい。
「問6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	・ 当事業所ではないが、系列の他店でリチウムイオン電池が原因で、出火した事例があった。 ・ このため本社として、リチウムイオン電池を取り扱う可能性のあるテナント（携帯電話ショップ等）について、回収の有無を確認している。回収している場合は、回収方法、リスク管理策などを確認する手順を設けている。 ・ 本店では、回収しているテナントはない。
「問8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ オフィス利用のパソコンについては、リース会社に返却するが、データはユーザー側で消去している。
「問9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 認定事業者について、適切な業者であれば、活用の可能性はある。 ・ 当事業所としては、廃棄にかかる委託ルートはなるべく集約したいため、既存の産廃処理業者を通じて、認定業者に引き渡すというルートはありえる。 ・ 秋田県が推奨するような方法があれば検討の余地はある。

「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	－
------------------------------	---

スーパーA

- オフィスで用いるパソコンは定期的な更新（入替）もなく、ここ数年、廃棄実績はない。
- その他、小型家電に相当する機器の排出も少ない。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	－
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ オフィスでパソコンはすべて購入品で、定期的な更新（入替）はない。 ・ ここ数年は廃棄実績がない。 ・ 廃棄品が出た場合は保管庫に溜める。 2. その他小型家電 ・ レジスターは新旧入れ替え時にサプライヤーが回収。 ・ 業務用携帯電話は本社従業員等利用で 40 台程度、故障するまで使い続けている。 ・ 自治体が管理を行う小型家電の回収ボックスは市内の店舗に設置している。内容物の確認、管理などは当事業所ではしていない。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 自身が担当している間（約 5 年前～）はパソコン、その他小型家電の排出実績はほとんどない。 ・ 機器関係の調達をしている電算室に確認したところでも、ここ数年は廃棄実績がない。 ・ 今後廃棄する場合、電池や蛍光管の取引のある産廃処理業者に依頼することになるだろう。
「問 4 引渡し先選定理由」 関連	－
「問 5 引渡し先に対する要望」 関連	－
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」 関連	－
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」 関連	－
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」 関連	・ パソコンはデータ消去を事業所では求めている。 ・ 今後、可能な方法で物理的に破壊してから出すか、あるいは業者にデータ消去を依頼することを想定している。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	－
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	－
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	－

連	
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	・ 認定事業者が大館市内にあることは知っていた。
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ 今後、処理業者等の情報を取りやすい窓口があれば有用である。 ・ 排出事業者としてはトレーサビリティの把握は重要と思っている。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	ー

スーパーB

- オフィス利用のパソコンの大半はリース品であり、リース会社に引き渡す。
- 自社購入分のパソコン等は県内の認定事業者（エコリサイクル）に委託処理している（通常の産廃処理）。
- 産廃運搬業者に適切な処理業者を問い合わせたところ、認定事業者（エコリサイクル）を紹介され、その後、継続利用。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	ー
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ パソコンの大半はグループ系列のシステム管理会社のを通じたリース品を利用。 ・ 不要となった際はリース会社が引き取る。 ・ 一部パソコンは購入分があり、不要となったものの一部はトレーニングセンターで再利用し、最終的には廃棄処理をする。 2. その他小型家電 ・ 不要となったレジも発生する。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 当社で購入したパソコン、レジは県内の認定事業者（エコリサイクル）に委託。（リース分はリース会社）
「問 4 引渡し先選定理由」 関連	・ 数年前に収集運搬業者に適正な処理先を聞いたところ、認定事業者（エコリサイクル）を紹介された。 ・ 秋田県内に認定事業者（エコリサイクル）があるので安心して出せる。
「問 5 引渡し先に対する要望」 関連	ー
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」 関連	ー
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」 関連	・ リース会社、認定事業者（エコリサイクル）からは特に取り外しの指示はない。
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」 関連	ー

「問 9 小型家電リサイクル法の認知」 関連	ー
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」 関連	ー
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」 関連	ー
「問 12 県内の認定事業者の認知」 関連	ー
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」 関連	・ 既に認定事業者（エコリサイクル）に委託している。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」 関連	ー

スーパーC

- オフィスで使用するパソコンの更新頻度は少なく、廃棄実績も少ない。
- 系列の各店舗から出る小型家電を含む廃棄物は基本的に地元の業者に委託するケースが多い。
- 多様な廃棄物を取り扱うため、処理方法、手続きについて助言をワンストップ的に対応できる業者が有用。
- 小型家電リサイクル法を活用するにあたって、具体的な手続き、認定事業者の情報が必要。

関連するアンケートの設問	ヒアリング時の確認事項等
「問 1 事業所で発生する使用済小型家電」 関連	ー
「問 2 事業活動から排出される事業系小型家電」 関連	1. パソコン ・ パソコンは購入品。デスクトップ型が多く、外回りが多い社員はノートパソコンも持っている。 ・ 会社としてのパソコン更新頻度は少ない。 ・ Windows 7 のサポート終了に伴う更新（入替）は今後予定されている。 2. その他 ・ 複合機はリース。 ・ 携帯電話はレンタル契約。 ・ 各店舗のレジはリース品。
「問 3 事業活動から排出される事業系小型家電の引渡し量と費用」 関連	・ 大型系の廃品は当課に連絡で業者を選定し各店舗で数年に 1 回程度排出している。 ・ 多様な産廃が発生する。例えば蛍光灯、廃プラスチック（手袋など）など。 ・ 店舗のショーケースや冷蔵庫などは改装やリニューアルのタイミングで（金属スクラップとして）有価売却し、残りは産廃処理している。

	・ 使用済機器等の売却先は各店舗の所在する地元の業者を選定するケースが多い。 ・ 廃棄物の排出全般について市内の産廃処理業者と契約しており、アドバイスを受けている。自社処理が出来ない場合には、他社の紹介を受けている。 ・ 産廃処理業者に引き渡した後、どう処理されているかは確認していない。 ・ 業務多忙の中、アドバイス含めてワンストップ的に対応できる点は評価できる。 ・ 排出者責任について認識はしているが、対応に負担が多い。
「問 4 引渡し先選定理由」関連	—
「問 5 引渡し先に対する要望」関連	・ パソコンを廃棄する際に委託先に重視するのは「信頼性」。
「問 6 リチウムイオン電池のリスク」関連	—
「問 7 リチウムイオン電池の取扱い」関連	—
「問 8 使用済み小型家電を引渡す際の情報の取扱い」関連	・ パソコンのデータ消去に関する社内手順はない。
「問 9 小型家電リサイクル法の認知」関連	—
「問 10 事業所による小型家電リサイクルの対応」関連	—
「問 11 事業所からの小型家電に対する法の適用」関連	—
「問 12 県内の認定事業者の認知」関連	—
「問 13 小型家電リサイクル法への対応」関連	・ 認定事業者に引渡す場合、処理方法やトレーサビリティの確認方法を知りたい。信用をおける企業かどうかは重要。 ・ 具体的な取引の手順、契約書案等の情報も有用。
「問 14 小型家電リサイクル法対応のための条件」関連	—

4. 事業で発生する不良ロット品等の状況調査

4.1 アンケート調査

4.1.1 調査方法

事業で発生する不良ロット品等の状況調査について、秋田県と協議し、アンケート票を作成し、調査対象事業所に返信用封筒を同封の上、郵送にて発送し、アンケート票の回答は返信用封筒で回収した。アンケート票送付後、回答期限を過ぎて、未回答の事業所については、督促のためのハガキを発送し、回収率の向上に努めた。

（添付資料2：不良ロット品等調査 アンケート票）

4.1.2 調査対象

調査対象の事業所は、秋田県内の情報通信機器等製造業を対象とし、秋田魁新報社「DATA File あきた」等より任意で選定した。アンケート票は合計89件発送し、回収は49件であり、回収率は55.1%であった。

4.1.3 調査結果

（1）事業活動から排出される不良ロット品等の処理方法

問1 事業活動から排出される不良ロット品等について、可能な範囲で「対象品目の内容」についてご記入いただき、該当する処理方法（番号）に○印をご記入ください（複数回答可）。

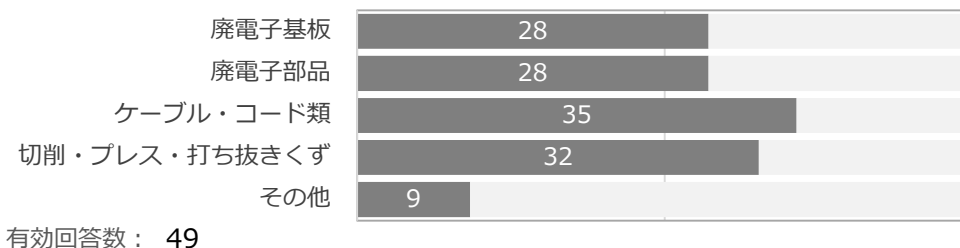
問1-1：品目別の排出有無

事業所から排出される不良ロット品等の種類については、複数回答が可能であったため、選択肢の品目で回答数が同程度であったが、共通的に排出されうる「ケーブル・コード類」が回答数としては最も多い（35件）。

有効回答数：49

品目		回答数
1	廃電子基板	28
2	廃電子部品	28
3	ケーブル・コード類	35
4	切削・プレス・打ち抜きくず	32
5	その他	9

問1-1：品目別の排出有無



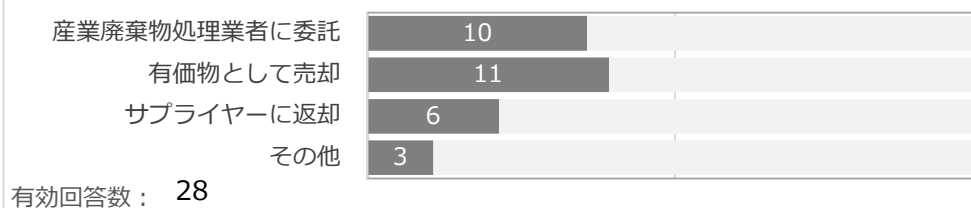
問1-2：品目別の処理方法

品目別の処理方法として廃電子基板及び廃電子部品については、「産業廃棄物処理業者に委託」と「有価物として売却」がほぼ同程度の回答数であったが、ケーブル・コード類及び切削・プレス・打ち抜きくずについては、「有価物として売却」が最も多く回答数の7割程度を占め、次いで「産業廃棄物処理業者に委託」となり、回答数としては、有価物売却の比率が高いことがうかがえる。

処理方法	廃電子基板 (28)	廃電子部品 (28)	ケーブル・コード類 (35)	切削・プレス・打ち抜きくず (32)	その他 (9)
1 産業廃棄物処理業者に委託	<u>10</u>	<u>13</u>	9	10	2
2 有価物として売却	<u>11</u>	9	<u>23</u>	<u>22</u>	6
3 サプライヤーに返却	6	6	3	2	2
4 その他	3	1	2	1	1

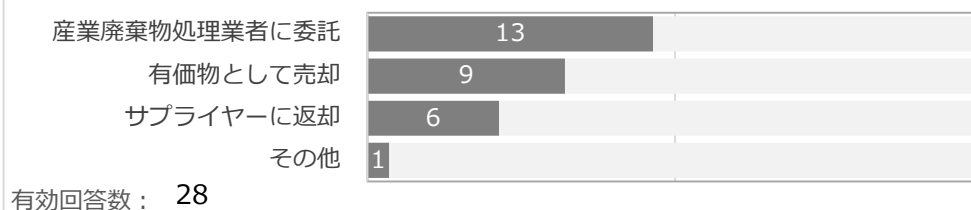
問1-2：品目別の処理方法

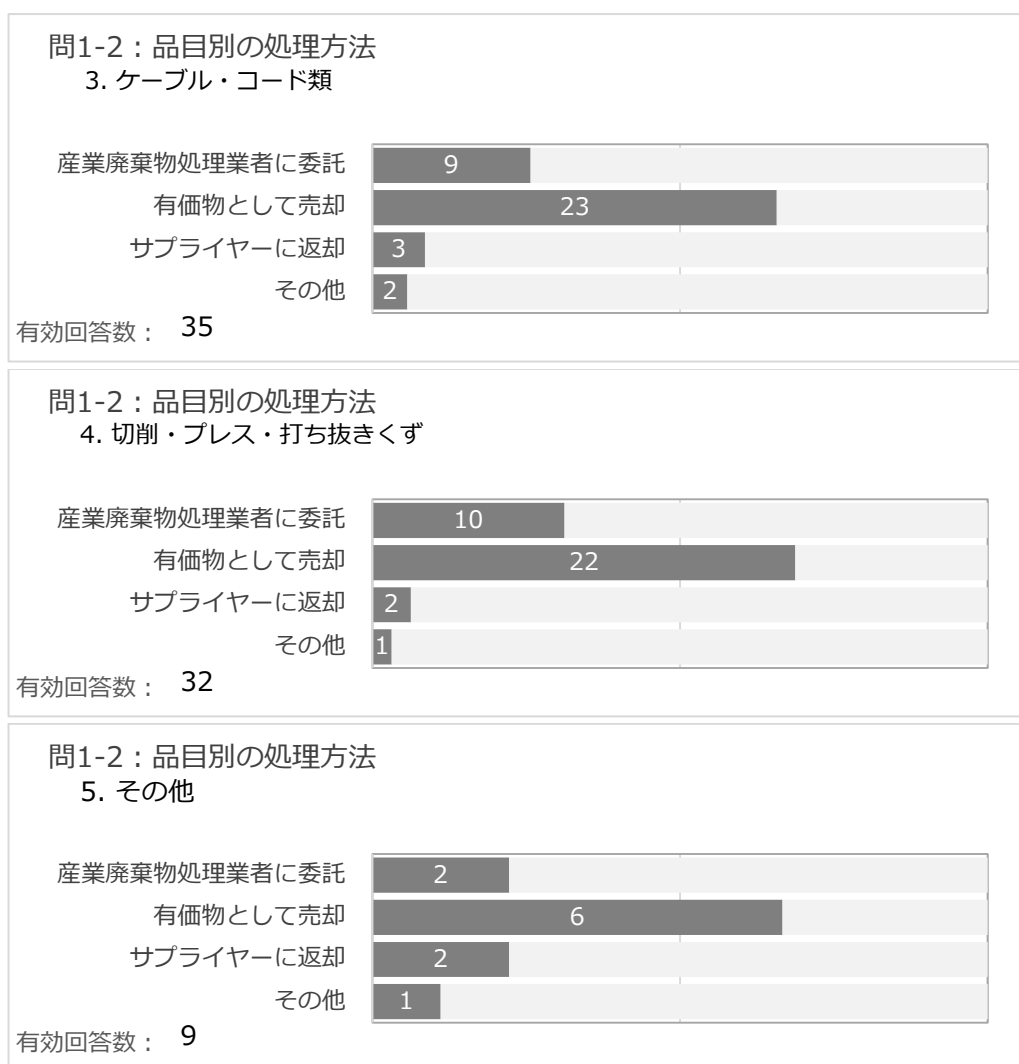
1. 廃電子基板



問1-2：品目別の処理方法

2. 廃電子部品





(2) 事業活動から排出される不良ロット品等の引渡し量と費用

問2 事業活動から排出される不良ロット品等について、問1で回答いただいた処理方法別に、引渡し量、引渡し費用、引渡し先の名称（業者名：複数可）についてご記入ください（概算、可能な範囲で結構です）。

なお、引渡し費用については、費用の支払い、受け取り（無償のケースを含む）について、該当項目に○印をご記入ください。

問2-1：処理方法別の引渡し量

各処理方法別の引渡し量については、対象となる不良ロット品等以外の産業廃棄物の量も含まれていると推察され、正確な量の把握は困難である。「産業廃棄物処理業者に委託」、「有価物として売却」について、平均値ではそれぞれ約22トン/年、約62トン/年、中央値では約1トン/年、約8トン/年である。

処理方法		有効回答数	引渡し量（トン年）	
			平均値	中央値
1	産業廃棄物処理業者に委託	21	21.52	1.05
2	有価物として売却	28	61.97	8.30
3	サプライヤーに返却	3	0.05	0.05
4	その他	2	0.01	0.01

問 2-2：処理方法別の引渡し費用/費用を支払う

費用を支払う場合の引き渡し費用についても、廃棄物の量と性状により開きが生じうるが、処理費として、年間 3 千万円程度から 1 万円程度までの回答がある。

処理方法		有効回答数	引渡し費用（円/年）	
			平均値	中央値
1	産業廃棄物処理業者に委託	21	2,078,037	99,571
3	サプライヤーに返却	2	0	0
4	その他	1	0	0

問 2-2：処理方法別の引渡し費用/費用を受け取る

売却のケースにおいても開きは大きく 2 億円/年を超えるものから、1 千円/年程度まで、状況は大きく異なる。

処理方法		有効回答数	引渡し費用（円/年）			
			最大値	平均値	中央値	最小値
2	有価物として売却	28	240,000,000	10,124,474	550,000	1,047
3	サプライヤーに返却	2	0	0	0	0
4	その他	1	0	0	0	0

(3) 引渡し先としての選定理由

問 3 問 1 で回答いただいた処理方法別に、引渡し先としての選定理由について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。

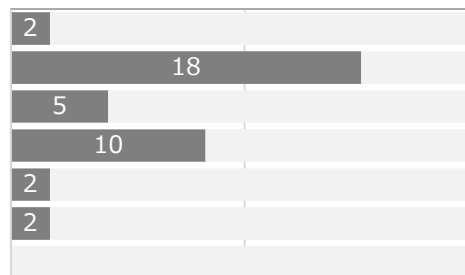
引渡しの選定理由としては、いずれの処理方法も「従来の取引先であり、変更の必要性がない」の回答が最も多い。有価物として売却する場合には売却益を見込んで、費用のより安価な業者を選択するケース（入札等）も推察される。産業廃棄物として処理する場合には、他の廃棄物とあわせて処理するが 2 番目に多く、特段問題が生じていないケースにおいては、利用しやすい業者を継続的に利用していると思われる。「企業情報、顧客情報の管理が適正」及び「県内企業を優先」については、いずれも回答数が少なく、選定にあたっての優先度が低いことがうかがえる。

選定理由		産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託 (24)	有価物として売却 (35)	サプライヤーに返却 (9)	その他 (4)
1	処理費用が安価	2	<u>12</u>	1	0
2	従来取引先であり、変更の必要性がない	<u>18</u>	<u>20</u>	<u>5</u>	<u>3</u>
3	委託等の手続きが簡易	5	7	0	0
4	他の廃棄物等とあわせ処理	<u>10</u>	5	1	0
5	企業情報、顧客情報の管理が適正	2	0	1	0
6	県内企業を優先	2	3	0	0
7	特に理由は無い	0	1	1	1

問3) 引渡し先としての選定理由

1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託

処理費用が安価
従来取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
企業情報、顧客情報の管理が適正
県内企業を優先
特に理由は無い

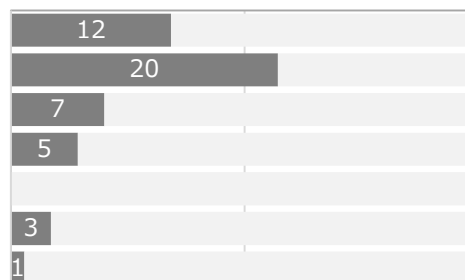


有効回答数： 24

問3) 引渡し先としての選定理由

2. 有価物として売却

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める
従来取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
企業情報、顧客情報の管理が適正
県内企業を優先
特に理由は無い



有効回答数： 35

問3) 引渡し先としての選定理由

3.サプライヤーに返却

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める
従来取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
企業情報、顧客情報の管理が適正
県内企業を優先
特に理由は無い

1	
5	
1	
1	
1	

有効回答数： 9

問3) 引渡し先としての選定理由

4.その他

処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める
従来取引先であり、変更の必要性がない
委託等の手続きが簡易
他の廃棄物等とあわせ処理
企業情報、顧客情報の管理が適正
県内企業を優先
特に理由は無い

3	
1	

有効回答数： 4

4) 取引を行っている引渡し先に対する今後の要望

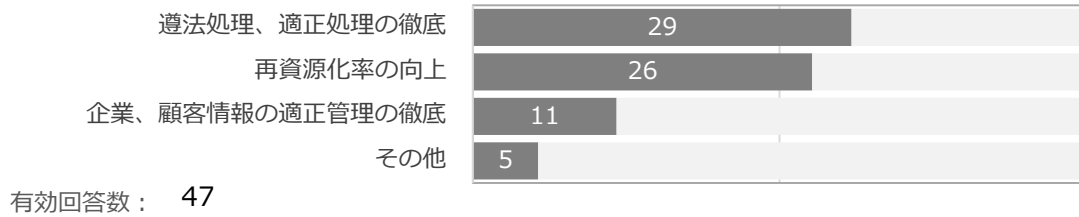
問4 現在、取引を行っている引渡し先に対する今後の要望について、以下の選択肢より該当項目に○印をご記入ください（複数回答可）。

現在の取引先に対する要望事項については、「遵法処理、適正処理の徹底」及び「再資源化率の向上」がほぼ同程度である。現在の課題については不明であるが、取引業者に対する遵法処理の意識がもたれていることがうかがえる。

有効回答数： 47

今後の要望		該当する
1	遵法処理、適正処理の徹底	29
2	再資源化率の向上	26
3	企業、顧客情報の適正管理の徹底	11
4	その他	5

問4) 取引を行っている引渡し先に対する今後の要望



(5) 引取り先の動向

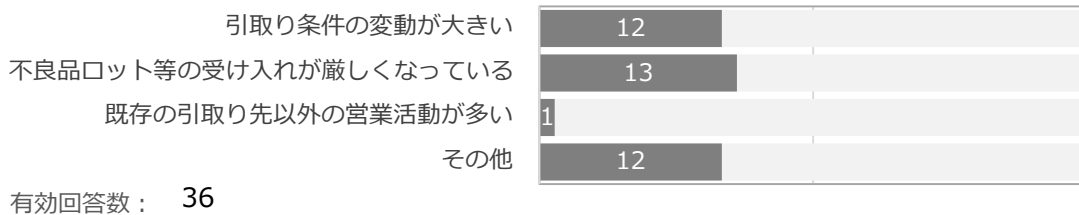
問5 引取り先の動向について、以下の選択肢より該当項目に○印をご記入ください（複数回答可）。

現在の引取り先の動向について、「引取り条件の変動が大きい」及び「不良品ロット等の受け入れが厳しくなっている」が同程度挙げられている。資源価格の変動により、引取り先の受入れが不安定な点を課題と認識している。

有効回答数：36

引取り先の動向		該当する
1	引取り条件の変動が大きい	12
2	不良品ロット等の受け入れが厳しくなっている	13
3	既存の引取り先以外の営業活動が多い	1
4	その他	12

問5) 引取り先の動向



4.2 ヒアリング調査

4.2.1 調査方法

アンケート調査では不良ロット等の内容、排出状況等の具体的な把握が難しく、かつ設問の主旨を正確に理解されないケースもあるため、アンケート調査の詳細な内容の把握、状況確認のためにヒアリング調査を実施した。アンケートの回答を得た事業所の幾つかを抽出し、ヒアリング調査の打診を行い、受入れ可能であった事業所を実際に訪問し、担当者との面談の他、可能な場合は小型家電等の廃棄物の保管状況等の現地確認を行った。対象事業所を抽出するにあたって考

慮したポイントを以下に示す。

- 産廃処理量、あるいは有価物売却量が多い事業所
- 引渡し先への要望（回答選択肢）が多い事業所
- 自由意見・コメント等で、特徴がある、あるいは内容詳細確認が必要な事業所

本調査受託者であるイー・アンド・イー ソリューションズ㈱の社員が 2019 年 11 月 27 日から 12 月 5 日の期間に各事業所を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

4.2.2 調査対象

ヒアリング調査については、情報通信機器等製造の合計 5 事業所を対象として実施した。これらの事業所は小型家電に関するヒアリング調査（3 章）もあわせて実施している。

4.2.3 ヒアリング調査結果

不良ロット等については、貴金属等を含むため、売却時に金属の建値の変動を受けやすい。特に保管場所に制約がある場合には、変動の調整を行うことができないケースも見られた。調査対象事業所では県内、県外の複数の引渡し先候補を持ち、引渡し時の評価により選定している。中国の輸入規制等により、国内での引渡し先を検討するケース、トータルでのコストを勘案した場合、運賃の低減のためもあり、県内業者を選択するケースも見られた。

5. 事業系小型廃家電等の処理における課題等の検証及び最適化に関する提案

上記調査結果等をもとに、事業系小型廃家電等の処理における課題等の検証及び最適化に関する提案を行った。

5.1 事業系小型廃家電等の処理における課題等

本調査で把握した事業系小型廃家電等の状況について、以下に示す。

- ✓ パソコン等はリース品の場合、リース会社に返却。購入品の場合は売却、あるいは産廃とあわせて処理。
- ✓ 病院、ホテル等はビル管理会社に他の廃棄物とあわせて回収、処理（再委託含め）を任せているケースがある。
- ✓ 企業情報等のデータ消去は、本部等の指示により、業者にデータ消去の上、破壊証明を求めるケース、社員等のユーザー単位での消去を促す程度と、事業所により対応は様々。

事業所から発生する小型家電等の効率的な回収、再資源化の検討において、引渡しルートその他、引渡し先（方法）の選定において発生事業所以外にどのような関係者が存在するのか把握する必要がある。

事業所共通で多く普及しているパソコン等の情報機器については、リース品のケースが多く、この場合、リース会社に返却される。購入品の場合は売却、あるいは産廃とあわせて処理されている。リース品の場合、利用した事業所の意向が反映されないためリース会社ルートにをフォーカスした普及促進策が必要と考えられる。

病院、ホテル、テナントビル等はビル管理会社に他の廃棄物とあわせて回収、処理（再委託含め）を任せているケースがあり、比較的少しずつ排出される小型家電等（購入品の場合）は他の廃棄物とあわせて回収、処理されるケースが多い。

認定事業者については、個人情報等の保護対策などが求められ、それぞれの認定事業者により対策が講じられている。本調査で確認した排出事業者のパソコン等に保存されるデータの廃棄時の対応は様々であった。企業情報等のデータ消去は、本部等の指示により、業者にデータ消去の上、破壊証明を求めるケース、社員等のユーザー単位での消去を促すケースがみられた。

事業系小型家電に関して、本調査を通じても小型家電リサイクル法の活用が少ないことが確認された。事業所が小型家電リサイクル法を活用していくにあたって確認された課題を以下に示す。

状況、課題

- ✓ 小型家電リサイクル法を事業所が活用するための手続き、方法などの情報が不足しており、検討自体が困難。
- ✓ （既存業者に問題なければ）新たな契約は手続き、手間がかかり、業者変更については敬遠されやすい。
- ✓ 多様な品目が少量ずつ排出され、保管場所の制約もあり、こまめな集荷が必要。

本調査のアンケート調査及びヒアリング調査を通じて、小型家電リサイクル法自体の認知度は

比較的高いものの、事業系小型家電について活用できるのを知らなかったなどの声が多く挙げられていた。

また、小型家電は排出頻度が少なく、かつ少しずつ発生するため他の産業廃棄物とあわせて処理されるケースが多く、分別して、他の業者と新たに契約することによる手間が想定され、小型家電リサイクル法活用の意義、メリットが見いだせない場合には、敬遠されることも考えられる。

分別の手間のほか、保管場所も十分でないというケースを本調査でも確認しており、集荷にかかる課題も挙げられる。

上記のような状況、課題もあるところ、本調査のヒアリング調査を通じて、小型家電リサイクル法の主旨（再資源化促進、個人情報保護対策等）、あるいは秋田県内にも認定事業者が存在することなどを紹介したところ、将来の小型家電リサイクル法の活用に向けて前向きな意見もいくつか確認することができた。

活用に向けた留意点

- ✓ 県等が小型家電リサイクル法の活用を推奨するのであれば、検討の余地はある（特に公的機関）。
- ✓ 事業者側の手間、費用等で問題なければ活用の可能性あり。
- ✓ ただし、小ロットへの対応、こまめな集荷対応などが必要。

5.2 事業系小型廃家電等の処理の最適化にかかる検討

5.1 までの調査結果を踏まえ、秋田県における事業系小型家電の処理の最適化について、特に小型家電リサイクル法の活用の促進策について、以下考察を行う。

アンケート調査、ヒアリング調査を通じて、秋田県の現在の状況から、小型家電リサイクル法の活用についての情報提供（普及啓発）を先行して実施することが有効と考えられる。

小型家電リサイクル法の活用に向けて

- ✓ 県等による事業所が小型家電リサイクル法を活用するにあたってのメリット、手順等を取りまとめた情報提供を行う。
- ✓ 県等により事業所による小型家電リサイクル法の活用事例、認定事業者の活動などの情報提供を行う。
- ✓ 事業所からの小型家電を取り扱い、集約するリース会社、あるいはビル管理会社への普及啓発を行う。

情報提供の方法（例）

- ✓ 秋田県等のホームページに掲載
- ✓ 広報誌への掲載、パンフレットの作成
- ✓ メールマガジンの配信
- ✓ ポータルサイトの立ち上げ
- ✓ 事業所等を対象にしたセミナーを開催（他の環境関連のテーマとの連携も可能）

情報提供の内容

- ✓ 廃棄物処理・リサイクルにかかる動向（プラスチック問題、違法処理、情報漏洩等）
- ✓ 小型家電リサイクル法の概要（事業系小型家電の適用）
- ✓ 認定事業所の概要（取扱い品目、サービスの内容（運搬等）、処理プロセス等）
- ✓ 認定事業者活用のメリット（適正処理、高度な再資源化、個人情報保護対応等）
- ✓ 事業所が小型家電リサイクル法を活用するにあたっての手続き

実際に小型家電リサイクル法を活用するにあたっては、既存のルートからの変更手続き、コストの課題がある。事業所の多くは保管場所の制約も多く、事業所から比較的少量の小型家電を回収するという回収運搬面での効率化がコスト低減にもつながる課題である。

- ✓ 秋田県との連携が図りやすい公的機関等を対象にした、モデル事業を実施する（その結果等は上記の情報提供の活動にも利用する）
- ✓ 少量の小型家電を個別の事業所から回収するための合積みの方策を検討する。
→巡回回収等

市民から排出される小型家電については、回収ボックスに保管された後、収集運搬が行われるが、効率的な収集運搬実施のための課題も大きい。事業所から発生する小型家電については、事業者が廃棄物処理法のもとの排出者責任の義務を遂行する必要があり、効率的な回収と法の遵守の両立が必要となる。リース会社、ビル管理会社以外の個々の事業所については、排出頻度・量も少なく、また保管場所の制約おることから、以下のような方策により、効率的な収集運搬を図ることが可能と見込まれる。

なお、実現にあたっては産業廃棄物の所管部署等との十分な協議・調整が必要である。

- 小型家電リサイクル法の活用を希望する事業所がポータルサイトに登録を行う。
- 認定事業者と排出事業者の間で小型家電の内容（種類、量等）を確認し、保管方法を協議（見積の提示、契約等）。
- 認定事業者等が巡回回収の計画をたて、実施日について、各事業所に通知。
- 事業所が実施日に引渡し、必要な事務処理を実施。

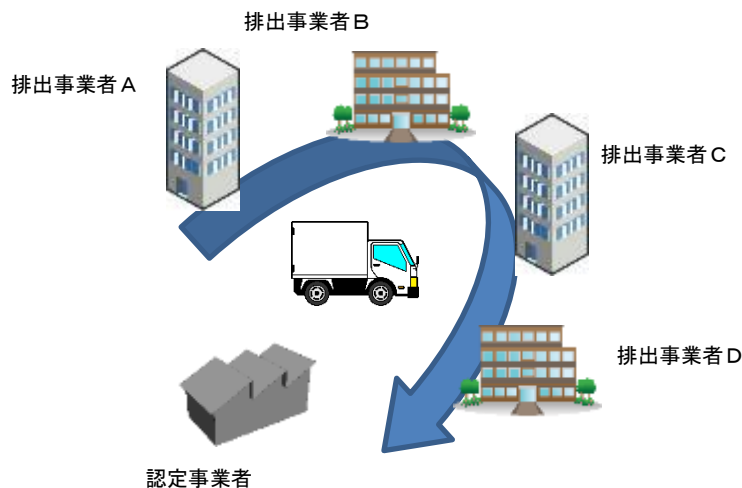


図 5-1 巡回回収のイメージ

5.3 おわりに

以下に示すような国で報告されているような事業所から小型家電回収推進にかかる課題と同様な状況が、本調査（アンケート調査、ヒアリング調査）においても確認された。

- 関係者へのヒアリングによれば、自治体、教育委員会、小売店、リース業者、賃貸業者等の事業者において、パソコン等の小型家電回収ニーズは存在する。
- 一方、小型家電単独で産業廃棄物として排出されるケースが少ないこと、パソコン等の有価性が高い小型家電については、認定事業者の優位性（適正処理、高度な再資源化、個人情報保護対応等）が十分に理解されずに、単純に価格の比較のみで、別の事業者の有価売却される例が指摘されている。

一方、ヒアリング調査等を通じて、事業所に対する小型家電リサイクル法活用のための情報が不十分であることの指摘の他、情報等を入手できれば前向きに検討したい旨の意向を示す事業所も存在した。市民からの回収と異なり、廃棄物処理法のもと排出者責任を果たすことも必要であるが、事業所全体としての排出量は見込まれることと、適正な再資源化の推進、企業情報への適正な配慮を遂行するためにも、秋田県等による事業所、関連団体に向けた、今後の情報提供、普及啓発活動が期待される。

添付資料 1 : 小型家電調査 アンケート票

事業系小型廃家電等の処理状況に関する アンケート調査 調査票

アンケートご回答にあたって

●本アンケートは、秋田魁新報社「DATA File あきた」等より任意で選定した、県内の事業所等、約300社にお送りしています。

●本アンケートの取りまとめ結果については、個別の企業名や企業名を推定できる情報は公表しません。また、本アンケートにより知り得た情報は、細心の注意を持って取り扱い、そのまま外部に出すことはありません。

●アンケートは廃棄物管理担当者の方によりご記入ください。

●回答にあたっては、可能な範囲でご記入ください（不明な場合は空欄でも構いません）。

●ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、令和元年9月17日（火）までに投函をお願いいたします。

●本アンケートでは、貴事業所の事業活動に伴って排出される使用済み小型家電について、ご回答をお願いいたします。

【対象外となるもの】

- ✓ 従業員の方の自宅で排出される小型家電
- ✓ 家電リサイクル法の対象のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

対象となる小型家電は電気や電池で動く製品で、例として以下の表をご参照ください（各機器の付属品を含む）。

区分	対象品目となる小型家電の例
1. 情報通信家電 (パソコン・パソコン周辺機器除く)	固定電話、ファクシミリ、携帯電話、PHS、トランシーバー、モデム、ルーター、電子手帳等
2. パソコン・パソコン周辺機器	デスクトップ PC、ノート PC、タブレット端末、モニタ、プリンタ、ハードディスク等
3. カメラ・オーディオビジュアル家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、ICレコーダ、CD/MDプレーヤ、カーオーディオ、カーテレビ、BS/CSアンテナ、HDDレコーダ、チューナ等
4. 健康・医療・理美容家電	血圧計、ヘアドライヤー、電子式ヘルスマーター、電子体温計、デジタル歩数計、超音波気泡浴装置、電気・光線治療器、除湿機、加湿器、サーキュレーター、扇風機、電気アイロン、マッサージ器、運動用機械器具等
5. 電動工具	電気ドライバー、電気ドリル、電気サンダ、電気グラインダー等
6. 生活家電・その他	照明器具、電気スタンド、掃除機等

貴社の事業所についてお答えください。

事業所名			
業種 (主な事業活動に○を一つ)	1. 建設業、2. 製造業、3. 電気・ガス・熱供給・水道業、4. 運輸業、5. 情報通信業、6. 卸売業、7. 小売業、8. 金融・保険業、9. 不動産業・物品賃貸業、10. 宿泊業、11. 飲食サービス業、12. 教育・学習支援業、13. 医療・福祉、14. その他サービス業、15. その他（ ）		
事業所形態 (主な事業形態に○を一つ。「その他」の場合はカッコ内に該当内容をご記入ください)	1. オフィス、2. 工場・作業所、3. 飲食店、4. ホテル・旅館、5. デパート・スーパー、6. 学校・教育施設、7. 病院・医療機関、8. 倉庫・配送センター、9. その他（ ）		
ご回答対象の事業所（店舗等）数	事業所（店舗）		
ご回答対象の事業所の従業員数	人	ご回答対象の事業所の外来者数	人/日（平均）
ISO14001、エコアクションの取得の有無	1. ISO14001 を取得している、 2. エコアクション 21 を取得している、 3. いずれも取得していない		
回答者の部署	1. 環境管理担当、2. 総務、3. その他（ ）		
回答者の連絡先	1. 部署名（ ） 2. 役職名（ ） 3. お名前（ ） 4. 電話番号（ ） 5. Email アドレス（ ）		

－排出される事業系小型家電について－

問1 貴事業所で発生する使用済小型家電について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。「その他」については、該当する内容をご記入ください。

1. 事業活動に伴い（事業活動で利用し）、発生する使用済小型家電
2. 顧客等が使用し、下取り等の際に回収する使用済小型家電
- 3 その他（ ）

問2 事業活動から排出される事業系小型家電について、該当する処理方法（番号）に○印をご記入ください（複数回答可）。

排出されない区分については、○印の記入は不要です。

【記入例】

区分	対象品目となる小型家電の例	処理方法					
		1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	2. 有価物として売却	3. 小型家電リサイクル法のもと、認定事業者に委託	4. リース会社 / サプライヤーに返却	5 不用品回収業者への引渡し（無償）	6. その他
1. 情報通信家電（パソコン・パソコン周辺機器除く）	... 当区分の排出がない場合は、○印の記入は不要で	○ 1	○ 2	3	4	5	6
2. パソコン・パソコン周辺機器		1	2	3	4	5	6

(回答欄は次頁)

【回答欄】

区分	対象品目となる小型家電の例	処理方法					
		1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	2. 有価物として売却	3. 小型家電リサイクル法のもと、認定事業者へに委託	4. リース会社/サプライヤーに返却	5 不用品回収業者への引渡し（無償）	6. その他
1. 情報通信家電（パソコン・パソコン周辺機器除く）	固定電話、ファクシミリ、携帯電話、PHS、トランシーバー、モデム、ルーター、電子手帳等	1	2	3	4	5	6
2. パソコン・パソコン周辺機器	デスクトップ PC、ノート PC、タブレット端末、モニタ、プリンタ、ハードディスク等	1	2	3	4	5	6
3. カメラ・オーディオビジュアル家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVD レコーダ/プレーヤ、IC レコーダ、CD/MD プレーヤ、カーオーディオ、カーテレビ、BS/CS アンテナ、HDD レコーダ、チューナ等	1	2	3	4	5	6
4. 健康・医療・理美容家電	血圧計、ヘッドライヤー、電子式ヘルスメーター、電子体温計、デジタル歩数計、超音波気泡浴装置、電気・光線治療器、除湿機、加湿器、サーキュレーター、扇風機、電気アイロン、マッサージ器、運動用機械器具等	1	2	3	4	5	6
5. 電動工具	電気ドライバー、電気ドリル、電気サンダ、電気グラインダー等	1	2	3	4	5	6
6. 生活家電・その他	照明器具、電気スタンド、掃除機等	1	2	3	4	5	6
7. 付属品	リモコン、コード等	1	2	3	4	5	6

問3 事業活動から排出される事業系小型家電について、問1で選択いただいた処理方法別に、引渡し量、引渡し費用、引渡し先の名称（業者名：複数可）についてご記入ください（概算、可能な範囲で結構です）。

なお、引渡し費用については、費用の支払い、受け取り（無償のケースを含む）について、該当項目（複数選択肢がある場合）に○印をご記入ください。

【記入例】

処理方法	引渡し量 (kg/年)	引渡し費用 (円/年)	引渡し先名称
1. 産業廃棄物として 廃棄物処理業者に委託	500 kg/年	100,000 円/年 (費用を支払う)	● ABC 会社 ●
2. 有価物として売却	1,000 kg/年	30,000 円/年 (受け取る)	● いろは商事 ●

【回答欄】

処理方法	引渡し量 (kg/年)	引渡し費用 (円/年)	引渡し先名称
1. 産業廃棄物として 廃棄物処理業者に委託	kg/年	円/年	● ●
2. 有価物として売却	kg/年	円/年	● ●
3. 小型家電リサイクル 法のもと、認定事業者 に委託	kg/年	円/年 (費用を支払う/受け取る/無償)	● ●
4. リース会社/ サプライヤーに返却	kg/年	円/年 (費用を支払う /受け取る/無償)	● ●
5 不用品回収業者へ の引渡し（無償）	kg/年	(無償)	● ●
6. その他 ()		円/年 (費用を支払う /受け取る/無償)	●

問4 問2で回答いただいた処理方法別に、引渡し先として取引を行っている選定理由について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。

処理方法	選定理由（選択肢）
1. 産業廃棄物として廃棄物 処理業者に委託	1) 処理費用が安価 2) 従来の取引先であり、変更の必要性がない 3) 委託等の手続きが簡易 4) 他の廃棄物等とあわせ処理 5) 企業情報、顧客情報の管理が適正 6) 特に理由は無い

4. その他（ ）

4. その他 ()

4. その他 ()

－ 小型家電リサイクル法について －

以降の設問については、アンケート対象の事業所様全般の認識レベルを把握するためのものであり、個別事業所様の状況を把握することを目的としておりませんので、現時点でのご理解の範囲で回答をお願いいたします。（次頁の【参考】情報は設問の順序にあわせて後ほど、ご確認ください。）

問９ 使用済みの小型家電を対象とした「小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」が施行（平成 25 年より）されているのをご存知でしょうか。該当する選択肢番号に○印（１つ）をご記入ください。

1. 知っている
2. 知らなかった

問１０ 事業所から発生する小型家電についても、小型家電リサイクル法の対象となりうる（義務ではない）ことをご存知でしょうか。該当する選択肢番号に○印（１つ）をご記入ください。

1. 知っている
2. 知らなかった

問１１ 事業所から発生する小型家電について、小型家電リサイクル法のもとで、どのように関係するか、以下の質問それぞれについて、現状のご理解に該当する選択肢番号に○印（各１つ）をご記入ください。

a. 事業所から発生する小型家電をリサイクル法のもとで処分する場合においては、産業廃棄物を処理する際のマニフェスト（産業廃棄物管理票）が不要となる。	1. その通り（不要である） 2. その通りではない（必要である）
b. 事業所から発生する小型家電は通常の産業廃棄物の処理と小型家電リサイクル法のもとでの処理のいずれかを選択できる。	1. その通り 2. その通りではない
c. 小型家電リサイクル法のもとでの認定事業者は適正なリサイクル実施のみを求められており、小型家電に保存されているデータ（企業情報）の管理、漏えい対策は求められていない。	1. その通り 2. その通りではない

（上記質問に関連する情報については、【参考】（次頁）をご確認ください。（本設問のご回答後をお願いします。）

【参考】

事業所からの小型家に対する小型家電リサイクル法の適用内容は以下のとおりです。

- ・ 従来の産業廃棄物処理と小型家電リサイクル法のもとで再資源化等のいずれかを選択することができる（併用も可能）。
- ・ ただし、小型家電リサイクル法の中に、事業者の責務として「小型家電認定事業者へ引き渡すことを努めるもの」とされていますので、認定事業者への引渡しが望まれることになる。
- ・ 小型家電リサイクル法を活用する場合においても、産業廃棄物処理と同様に処理委託契約の締結、契約書への許可証の添付、マニフェストの交付が必要となる。
- ・ 小型家電リサイクル法のもとでの認定事業者については、以下の基準に基づき認定を受けている。

○引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。

○使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池、蛍光灯、フロン類等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し処理すること。

○使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを、破碎、選別その他の方法により高度に分別して回収し、当該回収物に含まれる資源の再資源化、熱回収又は安定化を行うこと。

○個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

○再資源化事業を他人に委託する場合にあっては、適切に行うこと。

○使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、適正に動作することを確認すること等を行うことにより、再使用を適正に行うこと。

○再資源化事業の実施の状況を把握する措置を講じていること。

問12 小型家電リサイクル法のもと環境省及び経済産業省より認定された事業者（小型家電認定事業者）が、秋田県にも存在するのをご存知でしたか（例：大館市・エコリサイクル（株））。以下の該当する選択肢番号について○印（1つ）をご記入ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった

問13 上記の参考情報等を踏まえて、貴事業所として、小型家電リサイクル法への対応（これまで及び今後）について、以下の該当する選択肢番号について○印（1つ）をご記入ください。

添付資料 1 : 不良ロット品等調査 アンケート票

事業活動から発生する不良ロット品等の処理状況に関する アンケート調査 調査票

アンケートご回答にあたって

●本アンケートは、秋田魁新報社「DATA File あきた」等より任意で選定した、県内の事業所にお送りしています。

●本アンケートの取りまとめ結果については、個別の企業名や企業名を推定できる情報は公表しません。また、本アンケートにより知り得た情報は、細心の注意を持って取り扱い、そのまま外部に出すことはありません。

●アンケートは廃棄物管理担当者の方によりご記入ください。

●回答にあたっては、可能な範囲でご記入ください（不明な場合は空欄でも構いません）。

●ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、令和元年9月17日（火）までに投函をお願いいたします。

●本アンケートでは、貴事業所の事業活動（製造工程等）に伴って排出される金属（非鉄金属、貴金属）部位を含む端材、不良ロット品（電子基板、コード類等）（以下、まとめて不良ロット品等とする）について、ご回答をお願いいたします。



電子基板



コード類

貴社の事業所についてお答えください。

事業所名	
従業員数	人
ISO14001、エコアクションの取得の有無	1. ISO14001 を取得している、 2. エコアクション 21 を取得している、 3. いずれも取得していない
回答者の部署	1. 環境管理担当、 2. 総務、 3. その他 ()
回答者の連絡先	1. 部署名 () 2. 役職名 () 3. お名前 () 4. 電話番号 () 5. Email アドレス ()

－排出される不良ロット品等について－

問1 事業活動から排出される不良ロット品等について、可能な範囲で「対象品目の内容」についてご記入いただき、該当する処理方法（番号）に○印をご記入ください（複数回答可）。

排出されない区分については、○印の記入は不要です。

【記入例】

対象品目	対象品目の内容	処理方法			
		1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	2. 有価物として売却	3. サプライヤーに返却	4. その他
1. 廃電子基板	パソコン基板（※例示です）	1	2	3	4
2. 廃電子部品	タンタルコンデンサ（※例示です）	1	2	3	4
3. ケーブル・コード類	被覆線（※例示です）	1	2	3	4
4. 切削・プレス・打ち抜きくず		1	2	3	4
5. その他	当区分の排出がない場合は、○印の記入は不要です	1	2	3	4

【回答欄】

対象品目	対象品目の内容	処理方法			
		1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	2. 有価物として売却	3. サプライヤーに返却	4. その他
1. 廃電子基板		1	2	3	4
2. 廃電子部品		1	2	3	4
3. ケーブル・コード類		1	2	3	4
4. 切削・プレス・打ち抜きくず		1	2	3	4
5. その他		1	2	3	4

問2 事業活動から排出される不良ロット品等について、問1で回答いただいた処理方法別に、引渡し量、引渡し費用、引渡し先の名称（業者名：複数可）についてご記入ください（概算、可能な範囲で結構です）。

なお、引渡し費用については、費用の支払い、受け取り（無償のケースを含む）について、該当項目に○印をご記入ください。

【記入例】

処理方法別	引渡し量 (トン/年)	引渡し費用 (円/年)	引渡し先名称
1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	50 トン/年	100,000 円/年 (費用を支払う)	● ABC 会社 ●
2. 有価物として売却	10 トン/年	300,000 円/年 (受け取る)	● いろは商事 ●

【回答欄】

処理方法別	引渡し量 (トン/年)	引渡し費用 (円/年)	引渡し先名称
1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	トン/年	円/年 (費用を支払う)	● ●
2. 有価物として売却	トン/年	円/年 (受け取る)	● ●
3. サプライヤーに返却	トン/年	円/年 (費用を支払う / 受け取る / 無償)	● ●
4. その他 ()	トン/年	円/年 (費用を支払う / 受け取る / 無償)	● ●

問3 問1で回答いただいた処理方法別に、引渡し先としての選定理由について、該当する選択肢番号に○印をご記入ください（複数回答可）。

処理方法別	選定理由（選択肢）
1. 産業廃棄物として廃棄物処理業者に委託	1) 処理費用が安価 2) 従来取引先であり、変更の必要性がない 3) 委託等の手続きが簡易 4) 他の廃棄物等とあわせ処理 5) 企業情報、顧客情報の管理が適正 6) 県内企業を優先 7) 特に理由は無い
2. 有価物として売却	1) 処理費用が安価、あるいは売却収益が見込める 2) 従来取引先であり、変更の必要性がない

⇒アンケートはここで終了です。ご協力ありがとうございました。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

大変お手数ですが、返信用封筒にこの冊子を入れて、

令和元年9月17日（火）までにご投函ください。

（投函が遅れそうな場合には、以下の担当までご連絡ください）